

構造改革徹底推進会合

「第四次産業革命・イノベーション」会合の進め方

2016年10月27日

竹 中 平 蔵

1、運営の基本指針

- (1) 諸改革について、できない理由でなく、できる方法を考える。
- (2) 個別事象だけに着目した弥縫策でなく、ゼロベースで規制制度や既存政策体系を見直す。
- (3) 関係会議（IT戦略本部、規制改革会議、国家戦略特区など）と緊密に連携する（合同会議開催を含む）。

2、当面取り組む課題

- 技術革新に対応して、オールドエコノミー型の規制体系（業法、資格制度、株式会社参入制限などを含む参入規制、保険制度など）を横断的に抜本見直し
- 既存の利害関係者による政策決定方式（審議会など）の横断的見直し
- 新たなチャレンジを促進する制度枠組み（「サンドボックス型特区」など）の検討
- 公的部門の民間開放の推進（公的インフラ・コンセッション、規制執行業務など）
 - プロジェクトの具体化と障害の洗い出し・解消（福岡クルーズ・北海道空港など）
 - 民間企業から見た制度的課題の洗い出し・精査・解消（自治体出資要件など）

以 上

未来投資会議
構造改革徹底推進会合第1回
説明資料



平成28年10月27日
内閣官房IT総合戦略室

目次

① IT利活用施策の全体像

② マイナンバー利活用

③ データ利活用の推進

④ – 1 行政手続IT化

④ – 2 行政データの徹底開放

⑤ シェアリングエコノミーの推進

②マイナンバー利活用

行政手続の簡素化、国民の利便性向上のため、マイナンバー制度・法人番号の利活用促進等において、主に以下のような取組を推進中。

1. マイナンバー制度利活用促進に向けた取組

- マイナンバーの利用範囲の拡大については、**戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務**等を中心に取組を推進
- 公的個人認証サービスの活用によるコンビニのキオスク端末での**戸籍証明書の交付サービス**の導入団体拡大を推進
- 平成28年度から**国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードへの一体化**を順次開始
- **災害対策分野**のうち、マイナンバー制度の活用により災害発生時における避難状況等の把握や発災後の生活再建支援手続きの負荷軽減等の効果が考えられる分野について有識者意見をとりまとめ（平成28年9月）
⇒**地方公共団体等の取組も踏まえ、具体策・スケジュールについて平成28年度中に策定予定**
- **子育て分野**のうち、オンライン化のニーズが高いと考えられる**「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」**等を対象に、国（関係省庁）、地方公共団体、利用者（有識者）で課題を共有するとともに、解決策を具体的に検討し、対応時期を含めてとりまとめ（平成28年9月）
⇒**とりまとめを踏まえ、地方公共団体が実施すべきアクションプログラムを平成28年中に策定し、平成29年7月より子育てワンストップサービスを開始予定。以降、順次サービスを拡大。**

2. 法人番号の利活用促進に向けた取組

● **法人情報の法人番号併記**

各府省庁が法人情報を公開する際の具体的なルールを定め、法人番号を併記するよう関係各府省庁に要請。平成28年の番号法の施行以降、併記優先度の高いページ（※）から、その情報更新時に順次併記を実施（※）…調達、免許、許認可等

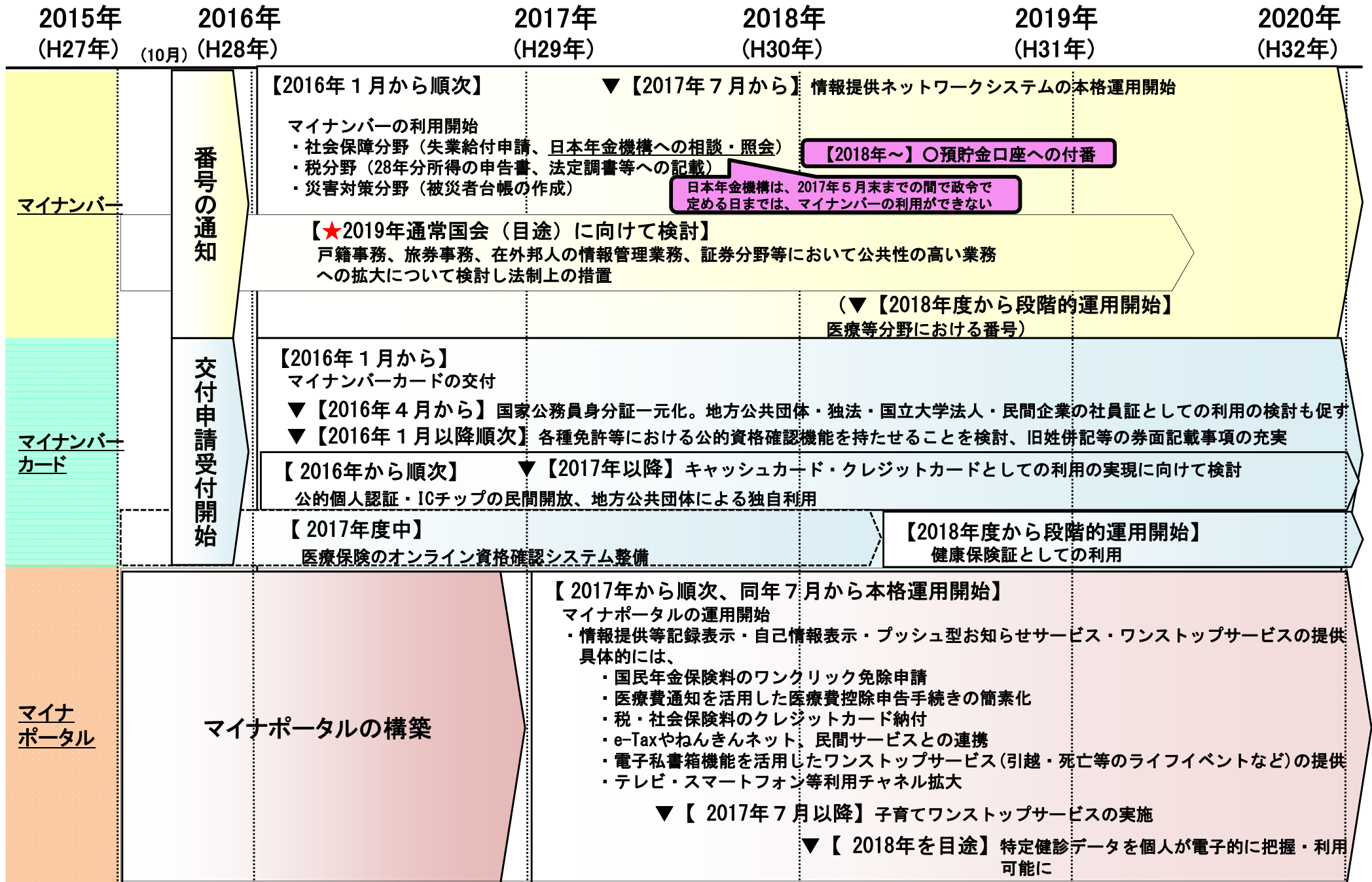
● **法人ポータル（仮称）の構築**

法人情報の一括検索システムを経済産業省において平成28年4月より試験的に運用。現在平成29年の本格運用を目指し、各府省庁と連携しつつ、政府が所有する法人情報の法人ポータルへの反映を推進中

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

■:平成27年9月の
法改正によるもの

★:マイナンバー法
の改正が必要なもの



③ データ利活用の推進：データ流通環境整備に関する検討

これまでの取り組み

多種多様なデータを国全体で有効に共有・活用することにより、国民生活の安全性や利便性の向上を実現し、急速な超少子高齢社会に向かう我が国が直面する課題の解決に貢献することを目的として、平成27年10月に「情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会」を立ち上げ、データ流通環境の整備に向けた検討を実施。

- 幅広い事業分野におけるデータの収集・分析・活用の実態を把握するため、積極的にデータの利活用を行っている事業者56社※から、個別にヒアリングを実施（うち、17社から検討会でヒアリングを実施。）
- 本年5月に、検討における4つの視点、当面の対応すべき事項、将来に向けた検討課題を取り纏め。

※流通8社、通信・情報18社、食品・日用品2社、自動車3社、サービス7社、金融・保険9社、運輸5社、医療・健康2社、電気・機械1社、その他1社

個人に関わるデータ流通の現状と課題

属性、移動・行動履歴等、個人に関わるデータの事業者や業界を超えた流通・利活用が期待される場所。現状では、本人がデータ利活用を希望する場合であっても、以下の要因から事業者間のデータ流通は十分に進んでおらず、また、本人が複数の事業者が保有するデータを統合的に管理することも困難。

- ① プライバシー保護に関する国民の漠然とした不安・不信感等を背景に、事業者が流通・利活用を躊躇
- ② 第三者提供に係る本人同意の取得が困難
- ③ 事業者による囲い込み（データ互換性確保、API開放、データポータビリティ等が実現していない）



今後の予定

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に、データ流通環境整備検討会を設置し、本人の関与の下でのデータ流通・利活用を可能とする仕組みについて検討中（本年度中にとりまとめ予定）。

④ - 1 行政手続IT化（IT利活用に関する規制改革）

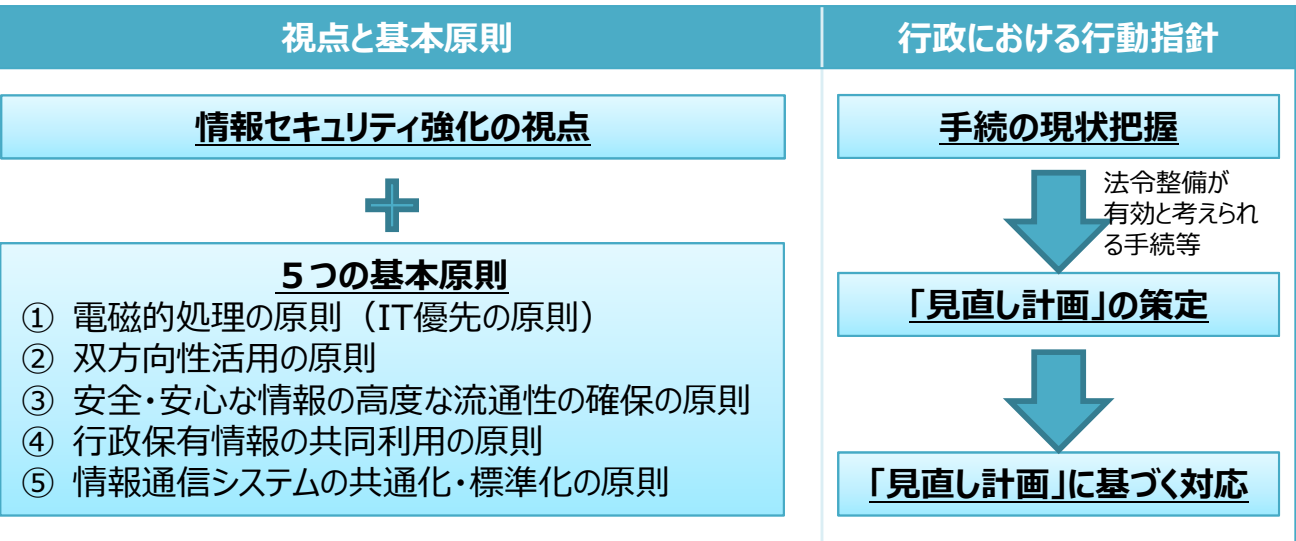
- 平成25年12月、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「**IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（アクションプラン）**」を策定。その後、年2回フォローアップを実施。

行政手続関連の例	民間取引関連の例
<本人確認手続の見直し> ● 政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続の見直し 等 <その他> ● 登記情報の共有化、添付書類省略 ● 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充 等	<対面原則の見直し> ● 高等学校での遠隔授業の正規授業化 ● 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し 等 <書面による保存、提供が規定されている制度の見直し> ● 株式会社の事業報告等のウェブ開示 等

- 平成27年6月、IT利活用の進め方に関する基本的な考え方をとりまとめた「**IT利活用に係る基本指針**」を策定。
- また、行政手続・民間取引のIT化の状況を網羅的に把握するため、**法令等により書面による保存、交付等が規定されている手続等の調査（いわゆる「悉皆調査」または「全数調査」）**を平成27年6月及び平成28年6月に実施し公表。

<IT利活用に係る基本指針概要>

<全数調査の概要>



分類	総手続数	法令上 オンライン化が 不可な手続	
		手続数	割合
行政手続	官-民等	19,350 手続	197 手続 1.0%
	地方-民等	14,156 手続	4,310 手続 30.4%
民間取引	民-民	3,005 手続	321 手続 10.7%

※一部、重複計上その他があるため、今後見直し等により、数字は変更される可能性がある。

これまでの成果等を踏まえ、IT本部は規制改革推進会議と連携しつつ、アクションプランの改定に向けて検討。

④ - 2 行政データの徹底開放（オープンデータの推進）

- これまで「電子行政オープンデータ戦略」（H24.7.4 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等に基づき、国及び地方公共団体において機械判読性の高いデータを二次利用可能な形式で公開するオープンデータを推進（国のデータセット数は**17,678**、取組済の地方公共団体**233団体**（平成28年9月現在））



本年5月20日にIT戦略本部で決定した【オープンデータ2.0】のポイント

- データ公開中心の取組からデータ利活用による諸課題の解決に向け、「**課題解決型オープンデータ**」（**府省庁の政策決定過程にオープンデータによる対応の検討をビルトイン化等**）の具体的な「**実現**」を目指し、これまでの取組を更に強化。
- **2020年までを集中取組期間**と定め、「**一億総活躍社会の実現**」、「**2020オリパラ**」といった政策課題を強化分野として設定、オープンデータの更なる深化を図る【**オープンデータ2.0**】。
- **民間企業等におけるオープンデータ的な取組**についても一定の範囲内で協力を依頼。

今後の取組

データ流通環境整備検討会の下にオープンデータワーキンググループを設置し、以下の取組を推進。

① 強化分野を中心にオープンデータを加速

→各府省庁より、今後新たに政府データカタログサイトに公開・登録する項目として、「**一億総活躍社会の実現**」で**88項目**、「**2020オリパラ**」で**41項目**、計**129項目**が提出。オープンデータを活用する企業や国民等の意見を吸い上げ、データ公開を充実すべく、**パブリックコメントを実施予定**。

② 地方公共団体における取組の支援

→ 地域課題の解決等に資するデータ公開を加速するため、オープンデータのデータカタログとダッシュボードアプリをパッケージ化した**地方公共団体向けパッケージの提供**や、**オープンデータ伝道師の派遣**による情報提供や助言を実施。

⑤ シェアリングエコノミーの推進

概要

- シェアリングエコノミーは、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する可能性を有している。
- シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、平成28年7月より政府CIOの下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催。

検討内容

- ① 検討対象
 - 現行の法令等に関係しないサービスを中心に、関係するものであっても法令上特に問題ないサービスであることを前提に検討（現行法上取扱いについて認められていないライドシェアのようなサービスをはじめ、個別具体的なサービスを対象としていない）
- ② シェアリングエコノミーに関する自主的なルール整備を促すガイドラインの策定（イメージ）
 - 本人確認
 - 提供サービスの内容の適正な表示、相互評価システムの適正な運用
 - 苦情対応等の相談窓口の設置
 - 損害賠償措置の確認
 - 情報を適切に管理するための安全管理措置 等
- ③ シェアリングエコノミーの振興策
 - 自治体における遊休資産の有効活用等への支援 等

（参考）シェアリングエコノミーサービス例

分野	サービス概要
家事代行	• 家事等のスキルを個人に仲介するサービス（⇒ANYTIMES、家事代行ひろば）
子守り	• 子守りを仲介するサービス（⇒AsMama、キッズライン）
スキル	• 様々なスキル提供を個人に仲介するサービス（⇒ココナラ、クラウドワークス）
空間	• 会議室、空き店舗等を個人に仲介するサービス（⇒スペースマーケット、Spacee）

① IT利活用施策の全体像：世界最先端IT国家創造宣言（概要）H28.5.20閣議決定

◆ 情報通信技術（IT）は力強い経済成長をはじめ、社会課題の解決を実現するための鍵。政府は平成25年6月に世界最先端IT国家創造宣言を策定。政府CIOが司令塔となり、**縦割りを打破して「横串調整」を行い**、機敏かつ適切なPDCAサイクルの推進により、スパイラルアップを目指している。

⇒ **創造宣言に基づく取組は、国や地方で着実に成果が出ているところ（第1章）、今般の改定においては、その成果を「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開することにより、「一億総活躍」等、安全・安心・快適な国民生活の実現を目指す。2020年までを「集中取組期間」とし、重点項目（第2章）を中心に展開（サイバーセキュリティ戦略とも連携）。**

第1章 創造宣言に基づくこれまでの代表的な成果

- (1) 行政情報システム改革を通じた利用者志向の行政サービスの実現
- 国のシステム数の削減
→ 30年度までに**908システムを削減**する見込み（24年度（1,450システム）比で約63%減の見込み（当初目標の見込みは50%減））
 - 運用コストの削減【削減分をセキュリティ対策等に活用】
→ 33年度までを目処に**年間1千億円超を削減**する見込み（更なる削減を推進中）（25年度（運用コスト約4千億円）比で約28%減の見込み（当初目標の見込みは30%減））
 - 上記と併せて個別システムを改革
→ **ハローワーク・年金**等のシステム改革のほか、**人事・給与**の共通システムについて、28年度中の全府省庁等の移行に向けて整備を実施
→ **登記・法人設立等関係**については、30年度からのシステム更改等による**行政機関間での情報連携**と、オンライン手続の見直し（ワンストップ化等）を関係府省庁間で合意 等
- (2) マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上
- 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務等での利用に向け取組を推進中（31年通常国会を目処に法制上又はその他の措置を講ずる）
 - 国家公務員ICカード身分証の**マイナンバーカードへの一体化**を推進中
→ 調達コストを最大限抑制するとともに、**マイナンバーカードの国民への無償配布**を実現 等
- (3) 安全・安心なデータ流通の促進
- 「電子行政オープンデータ戦略」等に基づき、**課題解決型オープンデータ**を推進。「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を策定し、**横展開を推進**
 - 個人情報保護法の改正**（匿名加工処理した上で、本人同意なしで利活用を可能とする 等）
- (4) 農業のIT化（農業就業者の高齢化等への対応、国際競争力強化）
- 農業関連情報（農作物や農作業の名称等）の標準化の基本的考え方、熟練農家のノウハウ等の情報の帰属や権利関係の検討内容を整理した「**農業情報創成・流通促進戦略**」を策定
 - 農地情報公開システム（農地台帳）の整備**
 - IT利活用による熟練農家のノウハウ等の新規就農者への継承等**、地方での取組について「**地方創生IT利活用促進プラン**」に基づき国が支援（静岡県（みかん）、香川県（オリーブ）等）
- (5) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
- 交通事故の危険回避や高齢者等の安全・安心な移動を実現するため、府省横断的なロードマップである「**官民ITS構想・ロードマップ**」を策定
 - 関係省庁や民間企業が一体となった取組の推進**（安全運転支援・自動走行システムの開発・実用化や交通データ利活用等） 等

※国や地方での着実な成果を「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開を図る

第2章 「国から地方へ、地方から全国へ」～IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目～

【重点項目1】

国・地方の
行政情報システム改革
と成果の横展開

- (1) 国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進
 - コスト削減の更なる徹底と投資対効果の検証 等
- (2) 地方公共団体のIT化・業務改革(BPR)の推進
 - 国のIT化・業務改革(BPR)の取組成果の横展開（政府CIO等による地方公共団体への訪問。自治体クラウド導入支援等の実施） 等
- (3) ガバナンス体制の強化
 - サイバーセキュリティ・情報化審議官等による改革の推進 等

重点項目1の取組により
捻出された財源を重点項目2、3
にも活用

【重点項目2】

国全体のデータ流通環境の整備

- ※ IoT・AIの活用には**データ流通環境の整備が重要**。総合科学技術・イノベーション会議、知財戦略本部等とも連携し推進。
- (1) 利用者志向のデータ流通基盤の構築
 - データ流通基盤の整備のためのシステム間連携の推進（Society5.0等）、データ互換性を高めるための語彙統一等の推進
 - 基盤を支える技術開発（AI、ネットワーク技術の研究開発等）等
 - (2) データ流通の円滑化と利活用の促進
 - IoT、AI時代における個人のデータの流通の在り方の検討（①データ流通における個人の関与の仕組み、②健全なデータ取引の市場形成の在り方、③**情報利用信用銀行制度構想（いわゆる情報銀行）**個人が自らのデータを信頼できる者に託し本人や社会のために活用する等の新たな仕組み）
 - 新サービス対応（シェアリングエコノミーの健全な発展支援等）
 - 人材育成（プログラミング教育、デジタル教科書・教材の導入等）やデジタル・ディバイドの解消（高齢者等のリテラシー向上等）
 - (3) オープンデータ2.0の展開
 - 政策課題を踏まえた強化分野（一億総活躍、東京オリパラ）の設定
 - 民間におけるオープンデータ的な取組を一定範囲内（協働的領域）で促進 等

【重点項目3】

データ等を活用した
諸課題の解決

- (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革
 - 介護等の現場のデータを活用した介護サービスの質の向上等
- (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革
 - 子育て等に係る申請手続のワンストップ化（子育てワンストップ） 等
- (3) IT利活用による諸課題の解決に資する取組
 - 産業競争力強化
→ 農業、観光・東京オリパラ、官民ITS構想・ロードマップ2016、新ビジネス創出等（事業開始・継続支援（スキルや経験を有する人材の再活用）等）
 - 地方創生の実現（テレワーク等）
 - 国民生活の利便性の向上（マイナンバー制度の活用）
 - 安全で災害に強い社会の実現

データ等を活用

第3章 推進体制等

- 政府CIOの司令塔機能の発揮、関係本部等との連携体制、進捗管理における評価指標の設定・管理、国際貢献及び国際競争力強化に向けた国際展開
- 政府CIOが府省庁のIT関連施策を評価し、政府として既存の施策を見直しつつ、選定した特定施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

サイバーセキュリティ対策の強化に向けた対応について

2016年10月27日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

新たな「サイバーセキュリティ戦略」について（全体構成）

2015年9月4日閣議決定

1 サイバー空間に係る認識

- サイバー空間は、「無限の価値を産むフロンティア」である人工空間であり、人々の経済社会の活動基盤
- あらゆるモノがネットワークに接続され、実空間とサイバー空間との融合が高度に深化した「**接続融合情報社会（連融情報社会）**」が到来同時に、サイバー攻撃の被害規模や社会的影響が年々拡大、脅威の更なる深刻化が予想

2 目的

- 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を創出・発展させ、もって「**経済社会の活力の向上及び持続的発展**」、「**国民が安全で安心して暮らせる社会の実現**」、「**国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障**」に寄与する。

3 基本原則

- ① 情報の自由な流通の確保 ② 法の支配 ③ 開放性 ④ 自律性 ⑤ 多様な主体の連携

4 目的達成のための施策

①後手から**先手**へ / ②受動から**主導**へ / ③サイバー空間から**融合**空間へ

経済社会の活力の向上及び持続的発展

～ 費用から投資へ ～

- **安全なIoTシステムの創出**
安全なIoT活用による新産業創出
- **セキュリティマインドを持った企業経営の推進**
経営層の意識改革、組織内体制の整備
- **セキュリティに係るビジネス環境の整備**
ファンドによるセキュリティ産業の振興

国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

～ 2020年・その後に向けた基盤形成 ～

- **国民・社会を守るための取組**
事業者の取組促進、普及啓発、サイバー犯罪対策
- **重要インフラを守るための取組**
防護対象の継続的見直し、情報共有の活性化
- **政府機関を守るための取組**
攻撃を前提とした防御力強化、監査を通じた徹底

国際社会の平和・安定 及び 我が国の安全保障

～ サイバー空間における積極的平和主義 ～

- **我が国の安全の確保**
警察・自衛隊等のサイバー対処能力強化
- **国際社会の平和・安定**
国際的な「法の支配」確立、信頼醸成推進
- **世界各国との協力・連携**
米国・ASEANを始めとする諸国との協力・連携

横断的 施策

- **研究開発の推進**
攻撃検知・防御能力向上(分析手法・法制度を含む)のための研究開発

- **人材の育成・確保**
ハイブリッド型人材の育成、実践的演習、突出人材の発掘・確保、キャリアパス構築

5 推進体制

- 官民及び関係省庁間の連携強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた対応

社会で活躍できる人材の育成

人材育成施策について

- 「「日本再興戦略」改訂2015」(平成27年6月閣議決定)、「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月閣議決定)等を踏まえ、本年3月にサイバーセキュリティ分野の人材育成の具体的な強化方針(サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針)を策定。
参考1「日本再興戦略」改訂2015 抜粋
・人材育成に係る施策を総合的に推進するため、本年度中に「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針(仮称)」を策定する。
参考2 サイバーセキュリティ戦略抜粋
・人材育成に係る施策を総合的かつ強力に推進するための方針を策定する。
- 現在、将来の社会・経済やITの利活用の進化を見据えたサイバーセキュリティ人材育成の課題の整理をしつつ、普及啓発・人材育成専門調査会での審議を通じ、人材育成プログラムの策定に向けて検討中。(今年度中に策定予定)

人材育成の基本的考え方

○人材の需要と供給の好循環を形成

人材の需要面(雇用)

適切な認識の下で、雇用・キャリアパスを確保
－経営戦略上の「投資」
－サイバー攻撃への対処の必要性

経営層

○「経営層」のリーダーシップ

橋渡し人材層

○組織内の関係部局間の総合調整や実務者層をまとめリード

実務者層

○情報部門にとどまらず、事業部門、法務部門、工場などセキュリティの範囲の広がり

人材の供給面

人材育成の循環システム
－確かな知識と実践力の下に、
様々な業務経験を経て、人材を育成

人材像の提示

➢産業界で求められる人材像の明確化(平成28年度中)

教育の充実

➢enPiT等の大学教育の充実(平成28年度から大学学部にも拡大)、等

演習環境の整備

➢NICTにおける実践的なサイバー防御演習(CYDER)の拡充(法制度の整備を含む)、等

能力の可視化

➢情報処理安全確保支援士制度(平成32年までに3万人超の有資格者の確保)等

「各府省庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」の作成状況等について ～政府機関におけるセキュリティ・IT人材の育成～

総合強化方針

◎政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針

(平成28年3月 サイバーセキュリティ戦略本部決定※)

(平成28年3月 サイバーセキュリティ対策推進会議・各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)

《一部抜粋》

1. 各府省庁における司令塔機能の抜本的強化

サイバーセキュリティ・情報化審議官等の主導の下、組織規模や所管するシステム等の実情を踏まえつつ、人材の着実な確保・育成を図るため、速やかに、採用、人材育成、将来像等にわたる具体的な取組方策を定めた「セキュリティ・IT人材確保・育成計画（仮称）」を作成し、各府省庁のサイバーセキュリティ・情報化審議官等で構成する会議において共有の上、フォローアップを実施する。

(※)サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針の第2章として

作成状況

- ・8月31日までに、対象の全府省庁において作成。
- ・9月8日「副CISO等連絡会議/副CIO連絡会議合同会議」において各省計画を共有。

各省計画の内容

①体制の整備

各府省においては、統括部局のセキュリティ部門を中心に、必要な強化を図るため、一定数の増員要求がなされ、審議官などの機構要求も含め、本省全体で約100人の要求が行われている。

②人材の拡充

それぞれの府省の業務面の必要性や人材の脆弱性を踏まえた拡充方針を示している。

③有為な人材の確保

府省の規模やシステム数等に応じ、素養や関心も踏まえ、相応の人材を確保する。

④セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

総務省等の研修に橋渡し人材の規模に応じて相応の人数を参加させる。(29年度府省全体で約2000名が行政管理局が行う情報システム統一研修を受講予定。)

半数を超える府省では、府省の実情を踏まえた独自の研修も実施する。

NISC、総務省行政管理局、個人情報保護委員会事務局等へ一定数の人材を外向させる。

⑤人事ルート例(キャリアパスのイメージ)

具体的な部署・ポスト、出向先、研修内容等を勤務年数に応じて明記したキャリアパスを提示している。

⑥一般職員の情報リテラシー向上

全職員、新採職員等を対象とした各種の研修を実施する。

今後

- ・今年度末「副CISO等連絡会議/副CIO連絡会議合同会議」において、各省計画のフォローアップ、見直し等。

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」の見直しのポイント

1. 行動計画の目的

重要インフラサービスは、安全かつ持続的に提供（機能保証）することが求められることから、自然災害やサイバー攻撃等に起因するI T障害とそれによるサービス障害の発生を可能な限り減らすとともに、発生時の迅速な復旧が可能となるよう、関係主体において経営層の積極的な関与の下、情報セキュリティに関する取組を推進する。また、取組を通じ、オリパラ大会に関係する重要なサービスの安全かつ持続的な提供も図っていく。

2. 重要インフラを取り巻く現状と課題

- ◆ 行動計画に基づく施策群により、自主的な取組が浸透しつつあるが、P D C AのうちC Aに課題。一部で先導的な取組も進展。
- ◆ サービスの安全かつ持続的な提供のため、情報系(I T)だけではなく、制御系(O T)を含めた情報共有の質・量の改善等が必要。
- ◆ 国内外の多様な主体との連携、情報収集・分析に基づく国民への適切な発信の継続・改善が必要。

3. 行動計画の見直しの3つの重点

次の3つを重点として行動計画に基づく5つの施策群の取組の深化を図る。

① 先導的取組の推進(クラス分け)

重要インフラ分野が依存し、短時間のI T障害でも影響が大きくなるおそれがある分野(例：電力、通信、金融)において、一部事業者による先導的な取組を進めるとともに、他の事業者、さらには他の分野にも波及させることにより、重要インフラ全体の機能保証の確保を図る。

② オリパラ大会を見据えた情報共有体制の強化

連絡形態の多様化、事案の深刻度のレベル分け、情報共有システムの整備、情報提供の拡大等により、情報共有を促進するとともに、重要インフラ内外の共有範囲の拡充、制御系を意識した情報共有等を図る。また、演習等の継続・改善等により、障害対応体制の強化を図る。

③ リスクマネジメントを踏まえた対処態勢整備の推進

重要インフラサービスの安全・継続的な提供のため、重要インフラ事業者等へのリスクマネジメントの更なる浸透や、CSIRTやコンティンジェンシープランの整備等を含む対処態勢の整備の推進を図る。



4. 行動計画の見直しに向けた今後のスケジュール

- 平成28年中に行動計画の見直し(案)を策定・公表、平成29年3月までに結論を得る。

安全なIoTシステムの創出に向けた取組

【安全なIoTシステムのためのセキュリティに関する一般的枠組】（2016年8月 NISC）

個別分野の標準のテンプレート（基本原則、共通の要求事項）

【前提となる考え方】 セキュリティ・バイ・デザイン

【明確化すべき要素】

- ◇定義・範囲
- ◇安全性・機密性・完全性・可用性
- ◇確実な動作に必須事項
- ◇法律等からの要求事項
- ◇迅速な復旧
- ◇責任分界点、データの扱い方

さまざまな分野がつながる中、共通言語でサイバーセキュリティ対策を進めていくために不可欠。
（安全なIoTシステムのためのセキュリティに関する一般的枠組）

代表的なアーキテクチャ・セキュリティの対策事例集

通信系

セキュリティベンダー系

クラウド事業者系

セキュリティに対する関心の重点が異なる様々な関係者

分野固有の要求事項

自動車分野

電力分野

農業分野

鉄道分野

医療分野

事業の考え方・内容、文化、用語が異なる中で、個別に発展を遂げてきた各分野

上記体系でサイバーセキュリティ対策を進めるために今後必要な取組例

【国際標準化に向けた取組】

米国等の主要国と連携し、ISOなどの国際標準への提案に向けた取組を検討。今後策定される各分野固有の国際基準等について、標準のテンプレートを踏まえたものにし、我が国の強みを国際標準に反映していく。

【日本国内の基準等への適用】

日本国内の様々な関係者が策定する基準やガイドラインについて、標準のテンプレートをベースとしたものとなるよう促し、展開を図ることで我が国のIoTシステムの国際競争力を高めていく。

参 考 资 料

第3次行動計画の見直しのポイント

① 重要インフラ事業者の先導的取組の推進（相互依存性等を踏まえたクラス分け）

重要インフラ事業者の情報セキュリティ対策における先導的取組を推進するとともに、重要インフラ事業者以外の事業者についても情報セキュリティ対策レベルの向上を図る。

重要インフラ事業者

重要インフラ事業者以外

先導的取組を行う事業者

その他の事業者

電力分野

□ 一般送配電事業者 等

□ 左記以外の電気事業者

情報通信分野

□ 主要電気通信事業者 等

□ 左記以外の情報通信事業者

金融分野

□ 主要都市銀行 等

□ 左記以外の金融機関

□ 他の重要インフラ分野の事業者

- ✓ 他の重要インフラ事業者からの依存が大きい
- ✓ 比較的短時間のIT障害であってもその影響が大きい

依存関係

□ 重要インフラ事業者の主要関係先や外部委託先

□ 先端技術等の知的財産や営業秘密を保持する企業、研究機関、大学等

□ 安全保障上重要な企業

安全基準等の整備・浸透



情報共有体制の強化



◆ 行動計画に基づく取組

障害対応体制の強化



リスクマネジメント



防護基盤の強化



◆ 個々の事業者において情報セキュリティ対策を実施

今後の取組

➢ 先導的取組の実施(例)

- ◆ ISACの設立・加盟
- ◆ 侵入テストの実施
- ◆ リスクマネジメントの重点化
- ◆ NISCとのホットライン構築
- ◆ 浸透状況調査結果を踏まえた対策の深化

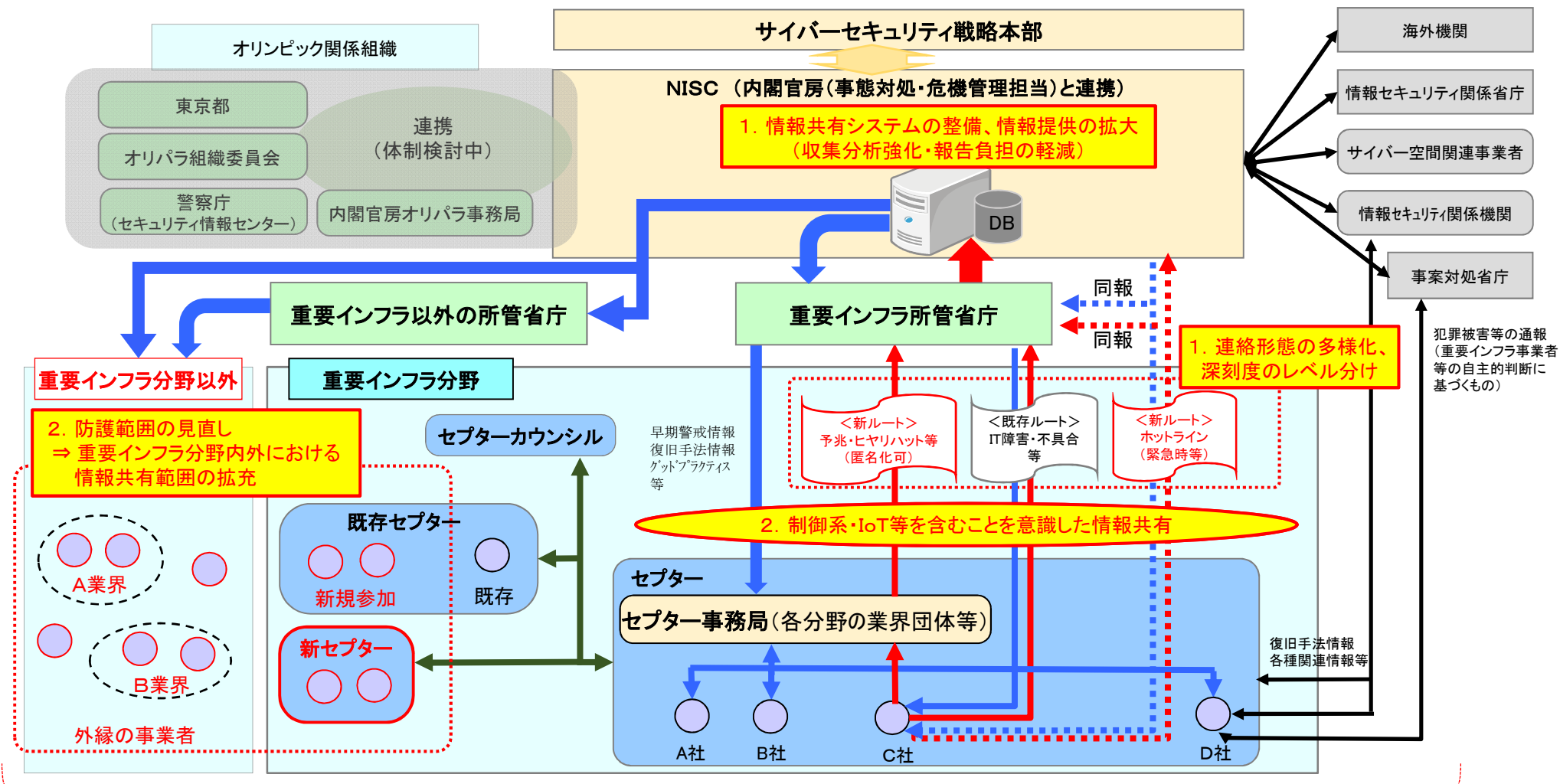
➢ 先導的取組を実施していくための体制づくり

- NISC又は所管省庁からの情報提供を開始
- NISC又は所管省庁への情報連絡、その他の情報セキュリティに係る取組について、組織内の体制が確実なものとなった後に開始

第3次行動計画の見直しのポイント

② オリパラ大会を見据えた情報共有体制の強化

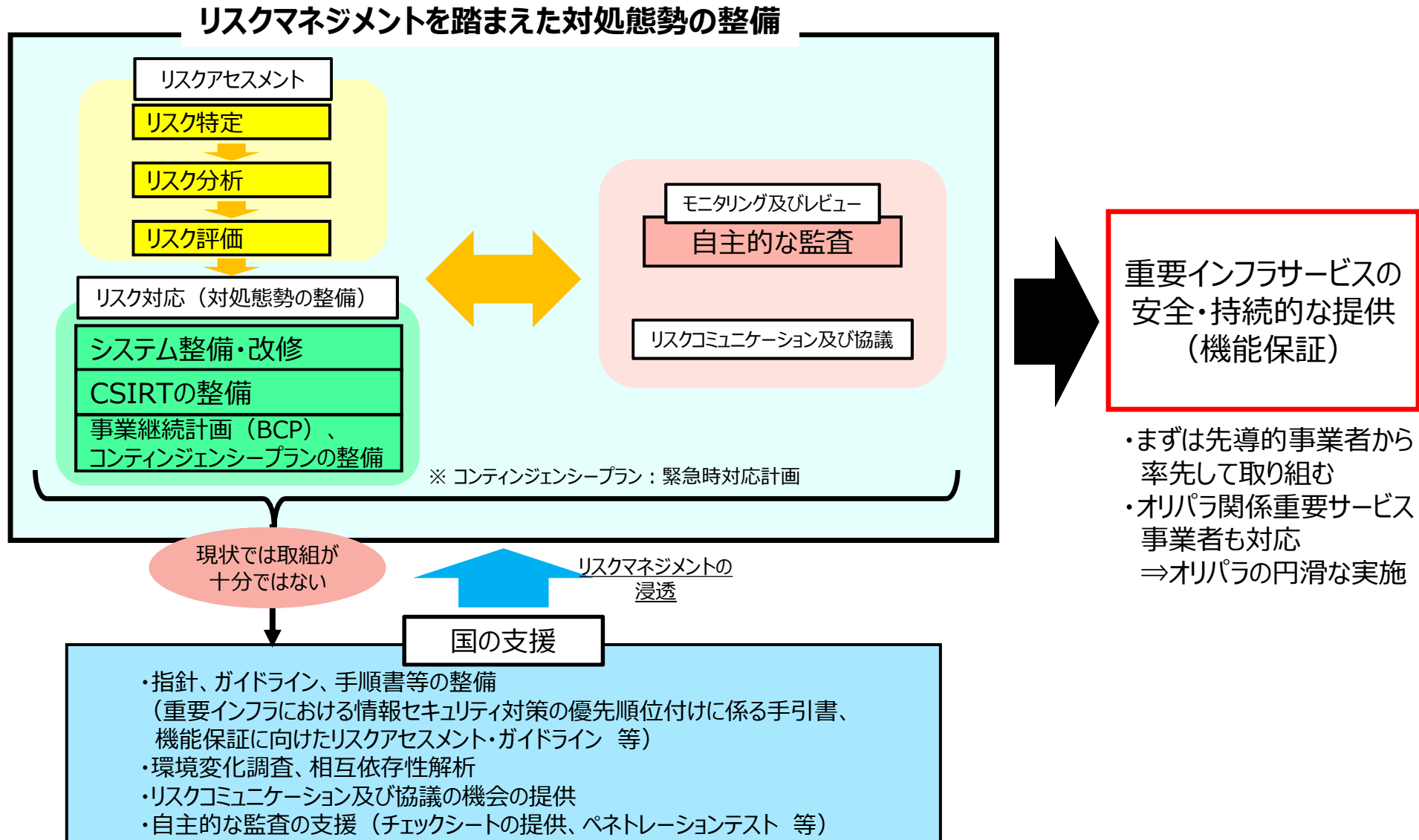
1. 情報共有の更なる促進 ⇒ 連絡形態の多様化、事案の深刻度のレベル分け、情報共有システムの整備、情報提供の拡大
2. 防護範囲の見直し ⇒ 重要インフラ分野内外における情報共有範囲の拡充、制御系・IoT等を含むことを意識した情報共有
3. 障害対応体制の強化 ⇒ 演習／訓練の継続実施と改善、仮想演習環境の構築



第3次行動計画の見直しのポイント

③ リスクマネジメントを踏まえた対処態勢整備の推進

重要インフラサービスを安全・持続的に提供できるよう、重要インフラ事業者等によるリスクマネジメントを踏まえた対処態勢整備を推進する。



第3次行動計画の見直しのポイント

④ 第3次行動計画の施策群の主な見直し事項

第3次行動計画の目標（理想とする将来像）と評価

- ◆ 重要インフラ事業者等が自主的に見直しの必要性を判断し改善を図るサイクルが浸透しつつあるが、P D C AのうちC Aについてはいまだ十分とは言えない状況。
- ◆ 官民、民間の情報共有が着実に進展。演習等により防護能力が向上。脅威の深刻化を踏まえ、情報共有の質・量の改善、I T障害対応経験等を将来に活かす取組が必要。
- ◆ 国民への取組内容の発信を実施。しかし、国民の不安感はぬぐい切れていない。引き続き、国内外の多様な主体との連携、情報収集・分析、国民への適切な発信の継続が必要。
- ◆ 2000年以降、行動計画として策定・公表、定期的な評価・見直しが行われている。これに基づく継続的取組により対策が着実に進展。同計画の基本的枠組みの維持が妥当。
- ◆ 重要インフラ防護の目的に照らし、機能保証の観点から取組を進めることが重要。また、一部で先導的な取組も進められており、これを適宜展開していく。

第3次行動計画の施策群	見直しの方向性（案）	具体化に向け検討すべき事項
①安全基準等の整備及び浸透	<ul style="list-style-type: none"> ○経営層に期待される認識・行動、内部統制の強化、O Tを視野に入れた人材育成等について追記し、指針を充実 ○情報セキュリティへの取組を業法における保安規制に位置づける等、制度的な枠組みの検討・整備 ○安全基準等の浸透状況調査を通じた重要インフラ事業者の情報セキュリティ対策レベルの底上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営層に期待される認識・行動を受けた重要インフラ事業者による内規見直しの進め方 ○現状の制度的枠組みの再確認、課題整理
②情報共有体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有の更なる促進 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡形態の多様化（セプター事務局経由の省庁報告ルート（匿名化）） ・事案の深刻度のレベル分け ・迅速な共有プラットフォーム整備（ホットライン含む） ・制御系・I o T等を含むことを意識した情報共有 ・情報提供の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の情報共有の促進方策
③障害対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○重要インフラ事業者の実用性を重視した分野横断的演習及びセプター訓練の継続実施・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○重要インフラ事業者等が検証できるような仮想演習環境の構築
④リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○施策のScopeを拡大し、機能保証の観点から、リスクアセスメント結果を踏まえた対処態勢の整備支援に係る取組（オリパラも見据えた取組を含む。）を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○リスクアセスメント結果を適切に経営意思決定に反映させるための内部統制の強化（自主的な監査の強化等）に対する支援の在り方
⑤防護基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○重要インフラ分野内外の情報共有等を行う範囲の見直し ○情報セキュリティ対策への経営層の関与の推進 ○国際会議等で得た情報の関係主体への積極的な提供 ○人材育成の支援（IT、OT両方に対応できるハイブリッド人材を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○拡充を図る重要インフラ分野内外の情報共有先（外縁等）

安全なIoTシステムのためのセキュリティに関する一般的枠組について（概要）

目的

- IoT(Internet of Things)システムは、従来の情報セキュリティの確保に加え、新たに**安全確保が重要**
- セキュリティ・バイ・デザイン**の思想で設計・構築・運用されることが不可欠
- 安全なIoTシステムが具備すべき**一般要求事項としてのセキュリティ要件の基本的要素**を明らかにしたもの

安全なIoTシステムのためのセキュリティに関する一般的枠組み（個別分野の標準の“**テンプレート**”）

個別分野固有の要求事項

自動車
分野

電力
分野

農業
分野

鉄道
分野

医療
分野

検討の視点

- 一つのIoTシステムリスクが他のIoTシステムに波及する可能性→**System of Systems**としての捉え方
- 機密性、完全性、可用性に加え、安全性**の要件確保

基本原則

- 関係者間の相互理解及び相互信頼の下、ネットワーク側とモノ側が、一体となり**システム全体としてセキュリティ確保**を図ることが必要。
- セキュリティ・バイ・デザイン**を基本原則とし、**システム稼働前に確認・検証できる仕組**が必要。
- その際、基本方針の設定、リスク評価、システム設計、システム構築、運用・保守の**各段階の要件定義**が必要であり、以下の項目の明確化が必要。
 - ✓ 定義・範囲
 - ✓ 安全性・機密性・完全性・可用性
 - ✓ 確実な動作に必須事項、障害発生時の回復に必要な要件
 - ✓ 法律等からの要求事項
 - ✓ サイバー攻撃時の機能確保と迅速な復旧
 - ✓ 責任分界点、データの扱い方

取組方針

- 法令等の要求事項の明確化**
- IoTシステムの構成を**適切にモデル化**し、モデルを参照しながらセキュリティ要件を議論
- リスクアセスメントを活用した**セキュリティ対策や実装方法等の明確化**。ただし、リスクに応じた**柔軟な対応が必要**。
- 普遍的な**性能要求**とその時点での有効な手段の具体的方法を示す**仕様要求**の適切な適用
- 技術革新を前提とした**段階的・継続的アプローチ**
- IoTシステムに関連する者の**役割分担**（連携・協調によるセキュリティ確保の在り方や責任分界点の明確化を含む）
- データの利活用と個人情報保護の仕組み、機器認証の在り方などの**運用ルールの明確化**

米国商務省 国家通信情報管理局「IoT の利益・課題・政府の役割について」

パブリックコメントに対し、提出されたコメント例

(実施期間：2016年4月6日～6月2日)

Consumer Technology Association (全米民生技術協会)

現在、IoT に関する最大の課題は、連邦政府がバラバラに推進していることである。連邦政府が別々に対策を進めることは、IoT の発展に大きなダメージを与える。例えば、FDA の規則であるHIPPA は、医療健康器具ベンダが提供するウェアラブル端末に適用されるが、それらの器具は小売店で販売されることからFTC の規則で異なった要求をされることもある。消費者向けIoT はケースバイケースの法制度を適用される。従って、特定のIoT 機器またはアプリケーションに適用される具体的な法律、規則及び規制はいつも明らかでないかもしれない。重複するか、矛盾しさえするかもしれない。

連邦政府は、IoT が広まっていく際に唯一国全体を把握できる立場であることを認識し、透明性を持って情報を共有し、産業界がIoT 全体の広がりを理解できるようにすることがIoT の発展に寄与できる。

Booz-Allen-Hamilton

連邦政府がIoT へ取り組むには、まずIoT の定義を考慮すべきである。適切なIoT の定義は、エコシステム全体を考慮したものになるべきである。わが社としては、IoT はデジタル世界と物理世界を融合するデバイス、センサその他の機器が相互接続されたエコシステムと定義する。

IoT では新たなセキュリティモデルを作らなければならない。連邦政府が行う標準化は重要である。

国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に係るサイバーセキュリティ戦略

■ サイバーセキュリティ戦略（2015年9月4日 閣議決定）

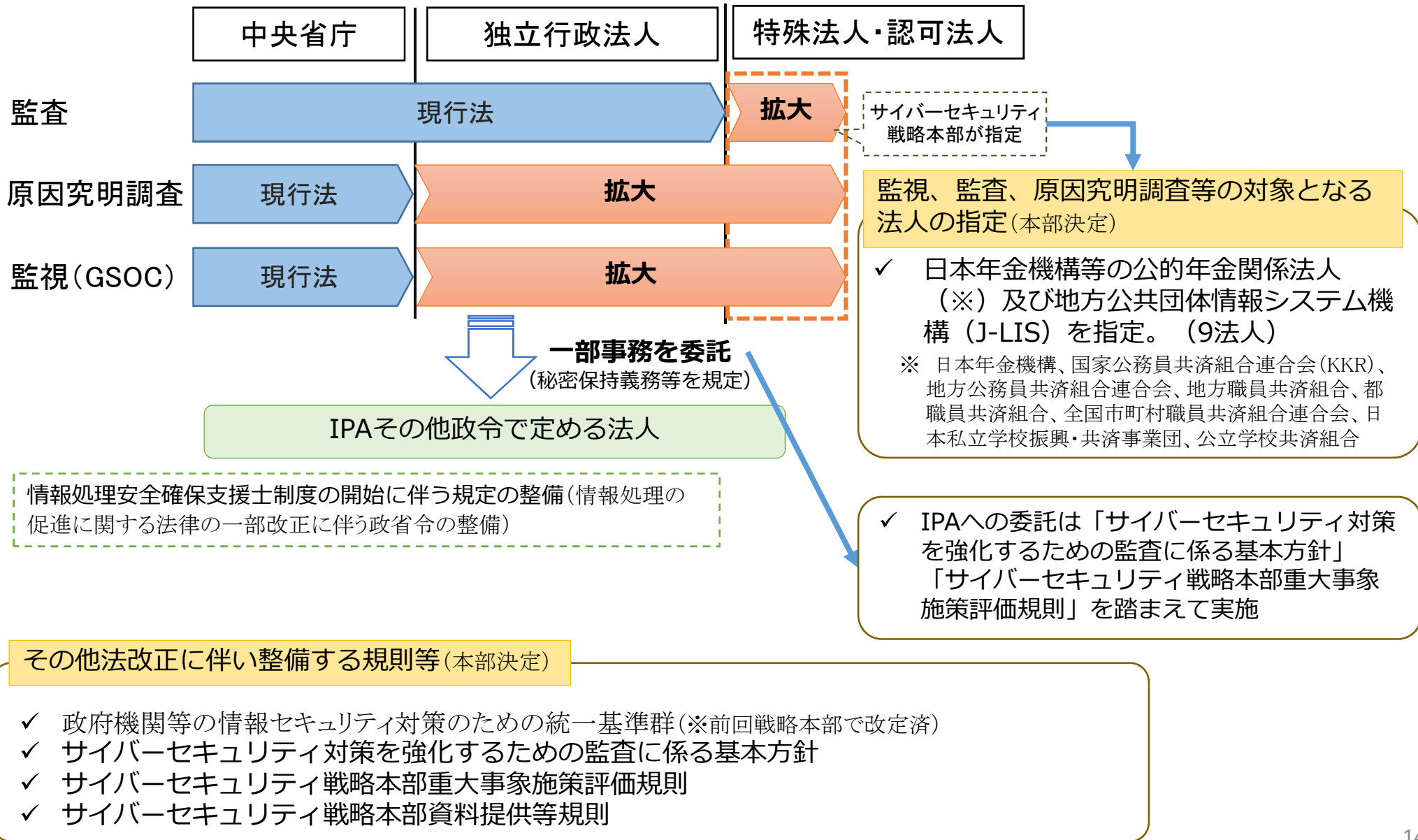
- 政策目的：自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出・発展させ、もって①経済社会の活力の向上及び持続的発展、②国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、③国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に寄与すること
- 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を達成するための施策：①我が国の安全の確保、②国際社会の平和・安定、③各国との協力・連携によって、達成していくことを宣言

■ 取組実績（2016年10月現在）

- サイバーセキュリティ戦略及び日米防衛協力のための指針を踏まえ、日米サイバー協力を強化
- G7サミット等、首脳・閣僚のハイレベル国際協議や国連政府専門家会合、法執行機関間の連携強化により、サイバー空間における法の支配の確立に積極的に寄与
- サイバーセキュリティ国際キャンペーン（毎年10月）を開催し、ASEAN及び米と連携した意識啓発を推進
- 国際サイバー演習の主催や積極的な参加を通じ、重大な情報セキュリティ事案発生時における国外関係機関との連絡体制の整備を推進
- 二国間協議（2016年10月現在12か国・地域との間でサイバー協議等を実施）や多国間会議を通じ、我が国のサイバーセキュリティ関係施策や考え方等の積極的な発信、連携の具体化や信頼醸成を推進
- 関係省庁間で、サイバーセキュリティ分野における能力構築支援に関する基本方針を策定。引き続きオールジャパンでASEANを中心とした支援の取組みを強化

サイバーセキュリティ基本法の改正法の施行 (2016年4月15日成立、4月22日公布、10月21日施行)

- 国が行う不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲を拡大
- サイバーセキュリティ戦略本部の一部事務を独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に委託



政府のサイバーセキュリティに関する予算

平成29年度予算概算要求額

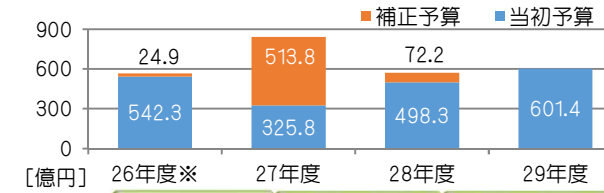
601.4億円

(平成28年度当初予算額 498.3億円)

サイバーセキュリティに関する予算として切り分けられない場合には計上していない。

主な施策例及び予算額

【省庁】	施策	平成29年度概算要求	平成28年度第2次補正	平成28年度当初予算
【内閣官房】	内閣サイバーセキュリティセンター予算	28.7億円	4.2億円	17.3億円
【警察庁】	サイバーテロ対策用資機材の増強等	4.1億円	—	4.0億円
【警察庁】	サイバーセキュリティ対策に係る人材育成基盤の整備	8.7億円	—	—
【総務省】	ナショナルサイバートレーニングセンター(仮称)の構築	35.1億円	—	7.2億円
【総務省】	ICT環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業	4.0億円	—	4.0億円
【総務省】	IoT時代におけるサイバーセキュリティ総合対策実証事業	—	5.0億円	—
【総務省】	自治体の情報セキュリティ対策の強化	5.0億円	—	—
【外務省】	情報セキュリティ対策の強化	6.3億円	—	4.1億円
【外務省】	サイバー空間に関する外交及び国際連携	0.2億円	—	0.1億円
【経済産業省】	産業系サイバーセキュリティ推進事業	8.0億円	25.0億円	—
【経済産業省】	(独)情報処理推進機構(IPA)交付金	45.5億円	4.0億円	42.5億円
【経済産業省】	サイバーセキュリティ経済基盤構築事業	23.5億円	—	21.6億円
【防衛省】	作戦システムセキュリティ監視装置の整備	7.0億円	—	—
【防衛省】	サイバー攻撃等への対処能力を強化するサイバーレジリエンス技術の研究	7.0億円	—	—
【個人情報保護委】	特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)に係るセキュリティの確保を図るための委員会における監視・監督体制の拡充	14.3億円	—	2.6億円
【厚生労働省】	本省及び日本年金機構等の関係機関における情報セキュリティ対策の強化	47.1億円	1.8億円	39.6億円
【文部科学省】	大学や高専におけるセキュリティ人材の育成	4.5億円	—	3.8億円
【金融庁】	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施	0.6億円	—	0.3億円
【国土交通省】	重要インフラ事業者等に対する情報セキュリティ強化策	2.2億円	—	0.3億円



平成29年度概算要求 28.7億円
平成28年度第2次補正 4.2億円
平成28年度当初予算 17.3億円

平成28年度第2次補正予算

72.2億円

サイバーセキュリティに関する予算として切り分けられない場合には計上していない。

※ 平成26年度の数値は、社会保障と税に関する番号制度の導入に伴うシステム開発(内閣官房)等も含む。

「日本再興戦略2016」 (サイバーセキュリティ関連部分抜粋)

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

⑥ サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等

ア) サイバーセキュリティの確保

IoTにより全てのモノがインターネットにつながる時代において、サイバーセキュリティ対策は、「コスト」ではなく、国民生活や企業の円滑な経済活動を支える「未来への投資」である。こうした観点から、サイバーセキュリティの成長産業化等を進めつつ、昨年閣議決定したサイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)や今年成立した改正サイバーセキュリティ基本法に基づく官民を挙げた取組を進め、人材育成、政府機関及び重要インフラの対策や、IoTシステム対策、研究開発、国際ルール等の形成等を強力に推進する。

- ・人材育成に関しては、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」(平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に沿って検討を進める。その際、企業のセキュリティ対策の推進に必要な橋渡し人材層の育成と経営層の意識改革によって、人材需要の喚起を進める。また、今後必要となる人材像のビジョンを明確化し、2020年までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指すことをはじめとして、産学官連携による教育・演習実施・資格整備等を通じた人材供給を進める。こうした人材の需要と供給の好循環を形成するための各施策をつなぐ取組について検討を進め、本年度中に策定・公表する次期人材育成プログラムに盛り込む。さらに、各府省庁における司令塔機能の抜本的強化、橋渡しセキュリティ・IT人材(部内育成の専門人材)の確保・育成や対処機関における人的基盤の強化等に取り組む。
- ・重要インフラ防護に関しては、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画の見直しに向けたロードマップ」(平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に従い、経営層における取組や情報共有、内部統制の強化やマイナンバー制度の運用に係るセキュリティ確保等の「サイバー攻撃に対する体制強化」、情報共有範囲の見直し等の「重要インフラに係る防護範囲の見直し」、国際連携や産学官連携による人材育成等の「多様な関係者間の連携強化」等に係る検討を進め、本年度末までに行動計画の見直しについて結論を得る。なお、早急に対処すべき事項については行動計画の見直しを待たずに対処することとする。特に、産学官連携による重要インフラ・産業におけるセキュリティ人材育成・技術開発のための体制については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、来年度中に整備する。

規制改革推進会議における取組

1. 当面の重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(平成 28 年 10 月 6 日規制改革推進会議資料)

2. 投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項・・ 2

(平成 28 年 10 月 24 日規制改革推進会議資料)

規制改革推進室

平成 28 年 10 月 27 日

当面の重要事項

平成 28 年 10 月 6 日
規制改革推進会議決定

1. 農業の流通改革

- ・ 生乳指定団体制度の抜本改革
- ・ 資材流通、生産加工のバリューチェーン改革
- ・ 攻めの農業に資する法制度の総点検

2. 転職支援

- ・ 転職して不利にならない仕組みづくり
- ・ 人材紹介の担い手の多様化
- ・ 公務員の採用・転職 等

3. 介護サービス改革

- ・ 介護サービスの多様化（介護保険給付と自己負担の組合せをより柔軟に）
- ・ 担い手の多様化（特養の担い手の拡大 等）

4. デジタル社会進化のための規制の徹底改革

- ・ あらゆる分野で ICT の恩恵を最大限に活かせる社会にする

5. インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革

- ・ 来日客増加による需要増に対応する規制改革
- ・ その他インバウンド増加やオリ・パラ開催時に問題となる案件を抽出

投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

平成 28 年 10 月 24 日
投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史

1. 税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化

○従業員の所得税（源泉徴収・年末調整）・住民税（特別徴収）および社会保険に関わる事務は、企業にとって多大な負担になっている。

○IT 及びマイナンバーを最大限に活用することで、事務の抜本的合理化が可能なはず。

企業及び従業員双方にとって負担を軽減し、合理的な制度を構築する視点で取り組みたい。外国での事例等も参考にする。

（例）

- ・自治体から紙で郵送されている通知などの電子化を進める方策について検討。
- ・社会保険関連の申請をワンストップで受付。

2. 官民データ活用

○ビッグデータを活用した新たなビジネス創出のため、個人情報保護法改正、行政機関個人情報保護法改正などが行われ、施行準備が進められている。

○これらで カバーされていない領域として、各地方自治体の個人情報保護条例で規律されている自治体の保有する個人情報がある。

これに関して、自治体ごとに個人情報の定義やルールが異なる、また、自治体ごとの個人情報保護審査会で審査が求められる、この結果、例えば医療データで国公立・民間病院間のデータ活用が困難になっているなどの指摘がある。

○官民のデータを最大限に利用するため、個人情報保護条例の現状を精査し、そのあり方と対応策について検討する。

（注）総務省で 2016 年 9 月に「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」がスタートし、「個人情報保護条例の見直し」が検討課題とされている。

3. IT時代の遠隔診療と遠隔教育

○遠隔診療と遠隔教育はICTの発達によって可能になったものであり、患者や学生の利便を大きく高めるものである。しかし、従来型の「対面原則」等によってICTが十分に活用されておらず、課題が残されている。

○遠隔診療

＜これまでの前進＞

- ・適切な場合には医師の判断で 遠隔診療が可能との取扱いを明確化（規制改革会議第三次答申に基づき措置）など。

＜残された課題＞

- ・ 診療報酬の対象 になっていない。
- ・患者への 処方薬の交付に際し対面指導 が求められる。（→特区では特例措置が認められている）

○遠隔教育

＜これまでの前進＞

- ・2015年4月から 高等学校での遠隔教育は可能 に。

＜残された課題＞

- ・遠隔教育で認められる単位数の制約などから、高校のない地域の子供たちが地元を離れざるを得ない問題 を解決できていない。

4. 都市への投資促進（日影規制、容積率）

○日影規制と容積率の問題は、都市への投資の阻害要因として、古くから問題にされ続けている課題。

○以下のような可能性を含め、検討する。

- ・都市中心部の 住居専用地域における中高層住宅の建設を阻んでいる日影規制の緩和、
- ・ 職住近接（オフィスに近接した住宅の整備）を促進するための容積率の緩和、など

構造改革徹底推進会合
第1回 資料

平成28年10月27日
個人情報保護委員会

個人情報保護法について

- ・個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、事業者が遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保するもの。平成17年から施行。
- ・ビッグデータの利活用の推進等のため、平成27年9月に改正法が成立（平成29年春頃施行予定）。改正法に基づく政令・規則を本年10月5日に公布。現在、ガイドライン案のパブリックコメントを実施中（～11月2日）。

主な内容と改正のポイント

1. 個人情報の取扱いに関する主な規律

- ・個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること
- ・個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること
- ・本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

2. ビッグデータを利活用するための制度の導入【改正】

- ・匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設。
- ・基準に従った適正な加工や作成・提供時の公表等の規律の下、目的外利用や第三者提供を行う際に求められる本人の同意を不要とし、自由な流通・利活用を促進。
- ・加工の基準については、個人情報保護委員会規則において、最低限の規律を規定し、詳細は自主ルールに委ねる。

3. 個人情報保護委員会の設置【改正】

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化し、分野横断的な案件等への迅速・柔軟な対応を可能とする体制を整備。

構造改革徹底推進会合 第1回

平成28年10月27日

経済産業省

商務情報政策局

I 安全安心の確保

サイバーセキュリティ

1-1. 社会インフラを狙ったサイバー攻撃の増加

- 近年、サイバー攻撃の事案は増加傾向。従来の情報窃取等を目的とした攻撃だけではなく、社会インフラに物理的なダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大。テロリストや他国家によるサイバー攻撃には、大規模停電のように生命・財産を脅かすものがある。
- このため、国民の安全に責任を持つ政府と、インフラの安定的な運用に責任を持つ事業者が連携し、対策に取り組む必要がある。

原発の制御システム停止（米国、2003年）

発電所の制御システムがウイルスに感染。制御システムが約5時間にわたって停止。



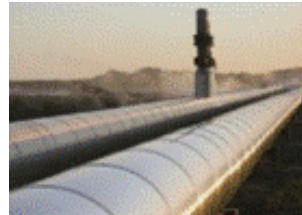
製鉄所の溶鉱炉損傷（ドイツ、2014年）

何者かが製鉄所の制御システムに侵入し、不正操作をしたため、生産設備が損傷。



石油パイプラインの爆発（トルコ、2008年）

何者かが石油事業者のネットワークに侵入。パイプラインの圧力を高めて爆発。



変電所へのサイバー攻撃（ウクライナ、2015年）

マルウェアの感染により、変電所が遠隔制御された結果、数万世帯で3～6時間にわたる大停電が発生。



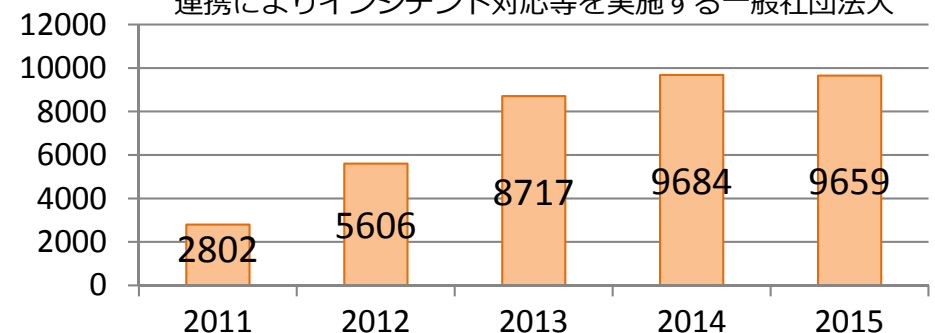
ロンドン五輪への攻撃（イギリス、2012年）

毎秒約1万件の不正通信。開会式会場の電力システムへの攻撃情報。手動に切り替え。



JPCERT/CC（※）のインシデント調整件数

JPCERT/CC（ジェイピーサーティーエーティーンセンター）は、海外機関との国際連携によりインシデント対応等を実施する一般社団法人



1-2. 企業活動におけるサイバーセキュリティ対策

- 企業にとって、自然災害等の脅威に比べ、サイバー攻撃の脅威は肌感覚では認識しがたいもの。
また、サイバー攻撃の脅威は、日々、高度化を続けている。
- このため、経営者において、①模擬攻撃等を通じたリスク分析によりサイバー攻撃の脅威を正しく認識し、②システム更新・人材育成等のセキュリティを高めるための投資を行い、さらに、③これらを企業活動における継続的サイクルとして根付かせていく、というアプローチが有効。
- 我が国において、こうした企業活動を定着させ、経済活動として循環させていくことにより、セキュリティを産業化していく。

【サイバーセキュリティ対策を実装するためのプロセス】

① サイバー攻撃の脅威の認識 (経営者のコミット)

- リスク分析・評価
- 情報共有

② セキュリティ投資の実施

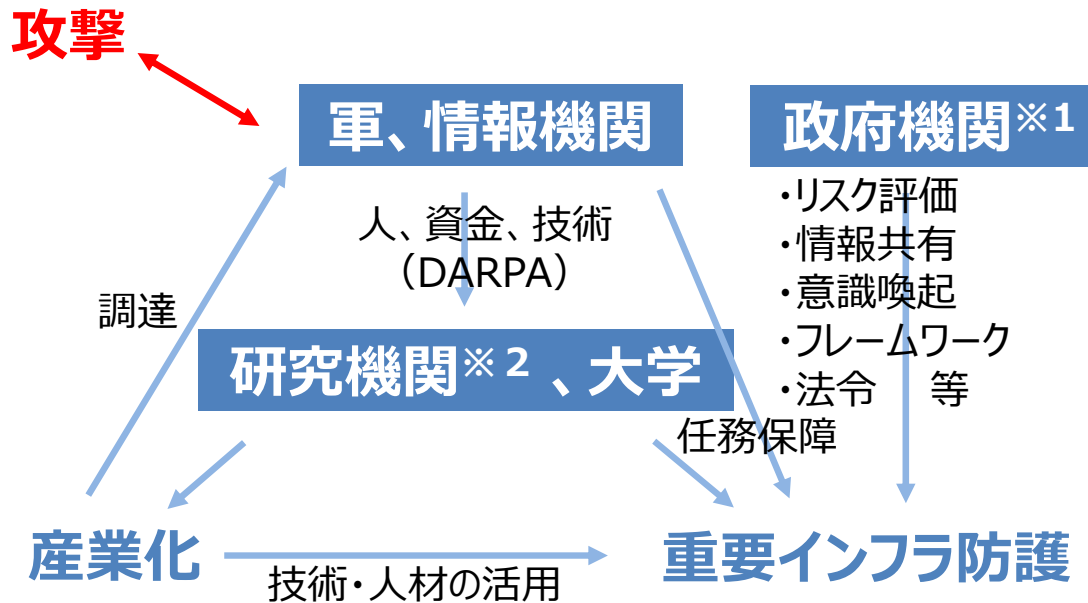
- ◆ 社内システム等へのセキュリティ投資
 - 社内システムの改善
- ◆ 対策の中核を担う人材の育成・配置
 - 産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）の活用
 - セキュリティ人材のキャリアパス構築

③ 継続的サイクルとして定着

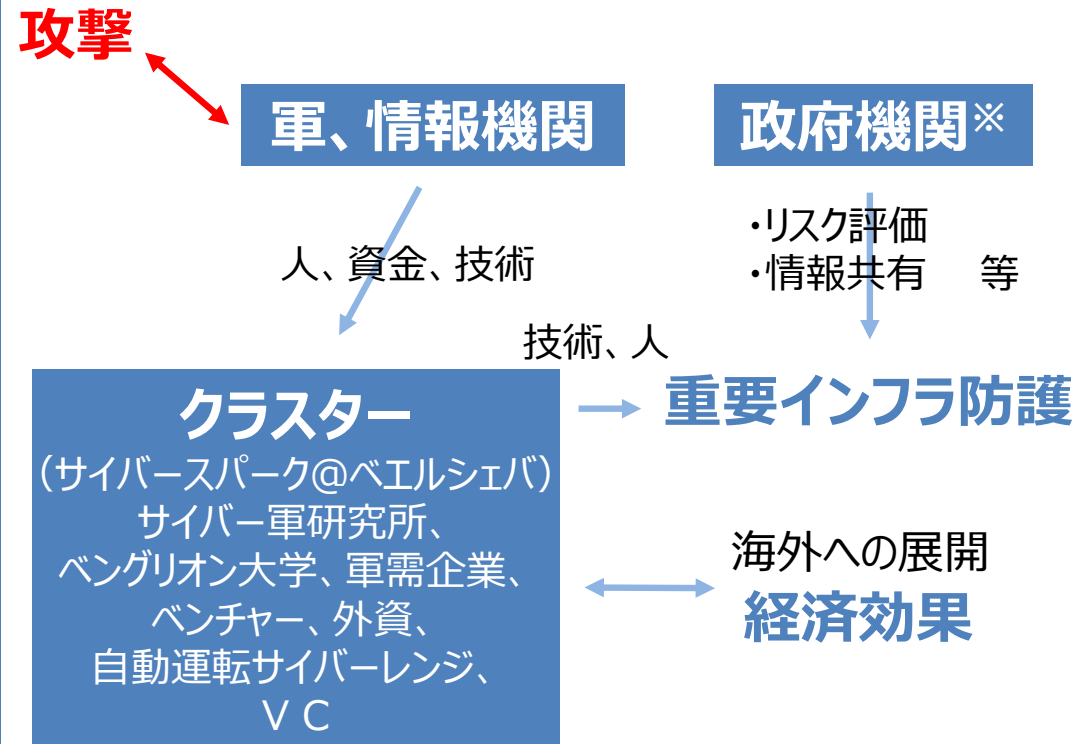
産業の振興・強化

(参考 1) 米国やイスラエルのサイバーセキュリティのエコシステム

- 米国・イスラエルでは、膨大な軍事予算と、日々攻撃にさらされている実戦経験を通じ、軍や情報機関のニーズに基づいた極めて高度な技術と人材が養成され、民間企業にスピルオーバーしている。
- こうした知見は民間において産業化され、米国であれば国防総省、情報機関への納入、イスラエルであればグローバルマーケットへの売込みを通じ、ヒト、カネ、技術が循環するエコシステムが機能。



※1 DHS:国土安全保障省
DOE:エネルギー省
NIST:アメリカ国立標準技術研究所
※2 INL:アイダホ国立研究所



※ NCB: 国家サイバー局

(参考2) 海外の重要インフラのサイバーセキュリティ対策について

- 米国は、2015年に制定した「サイバーセキュリティ法」により、サイバーセキュリティ脅威情報を官民で共有する手続きを規定。
- EUは、2016年に採択した「ネットワーク及び情報セキュリティ指令」により、加盟国に対して、重要インフラ事業者による政府へのインシデント報告を義務化することを求めている。ドイツは当該指令を見越して、2015年に「ITセキュリティ法」を制定し、情報セキュリティ庁へのインシデント報告等を義務化。

アメリカ

【重要インフラ分野（16分野）】

化学、商業施設、通信、重要製造業、ダム、防衛産業基盤、緊急対応サービス、エネルギー、金融、食料・農業、政府施設、ヘルスケア・公衆衛生、情報技術、原子炉・核物質・核廃棄物、輸送システム、水・排水システム

【サイバーセキュリティ法（2015）】

サイバーセキュリティ脅威情報を官民で共有する手続きと、これに従い情報共有を行った民間主体等が免責を受ける旨を規定。

※法案提出時に記載があった、指定重要インフラ事業者に対するサイバーセキュリティポリシーの作成義務、政府による評価措置は、米国産業界からの強い反対を受けて削除。

EU

【重要インフラ分野（7分野）】

エネルギー、交通・輸送、銀行、金融、医療、水、デジタルサービス

【ネットワーク及び情報セキュリティ指令（2016）】

加盟国に対して、①サイバーセキュリティ国家戦略の策定、②政府としての情報交換組織・CSIRTの設置、③国内の重要インフラ分野の指定、④重要インフラ事業者に対して政府へのインシデント報告義務を課すこと、を求めるもの。

シンガポール

【重要インフラ分野（11分野）】

金融、行政、ヘルスケア、緊急サービス、メディア、エネルギー、水道、情報通信、空港、港、鉄道

【コンピュータ悪用防止及びサイバーセキュリティ法（2013）】

内務大臣が事業者に対して、サイバー攻撃等に係る重要情報を共有するよう指示できる旨を規定。（共有は義務でない）

ドイツ

【重要インフラ分野（7分野）】

エネルギー、ICT、水、食料、医療、金融、交通

【ITセキュリティ法（2015）】

重要インフラ事業者に対して、①サイバーセキュリティに係る最低限の基準を満たしていることについて情報セキュリティ庁の証明を得ること、②2年ごとにセキュリティ監査等を受けること、③サイバー攻撃と思われる事象が発生した場合に情報セキュリティ庁へ報告することを義務化。

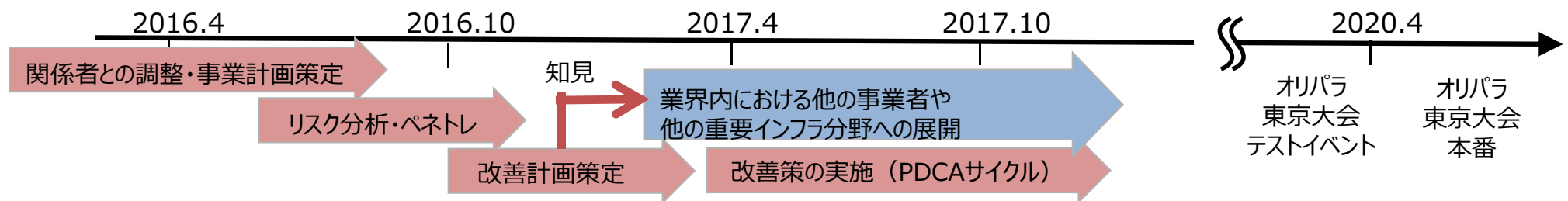
1-2-1. 重要インフラ事業者の対策強化

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に影響を与えるような重要なインフラ事業者については、侵入テストを含む徹底的なリスク評価と対策立案が必要。

重要インフラ対策に係る取組

- 電力分野においては、セキュリティガイドラインを電気事業法の保安規程等に位置づけることにより、サイバーセキュリティ対策を義務化。
- 重要インフラ事業者によるサイバーセキュリティ対策を確認し、防御力の確認や改善計画策定等を行う事業を本年4月から実施。さらなる横展開が必要。

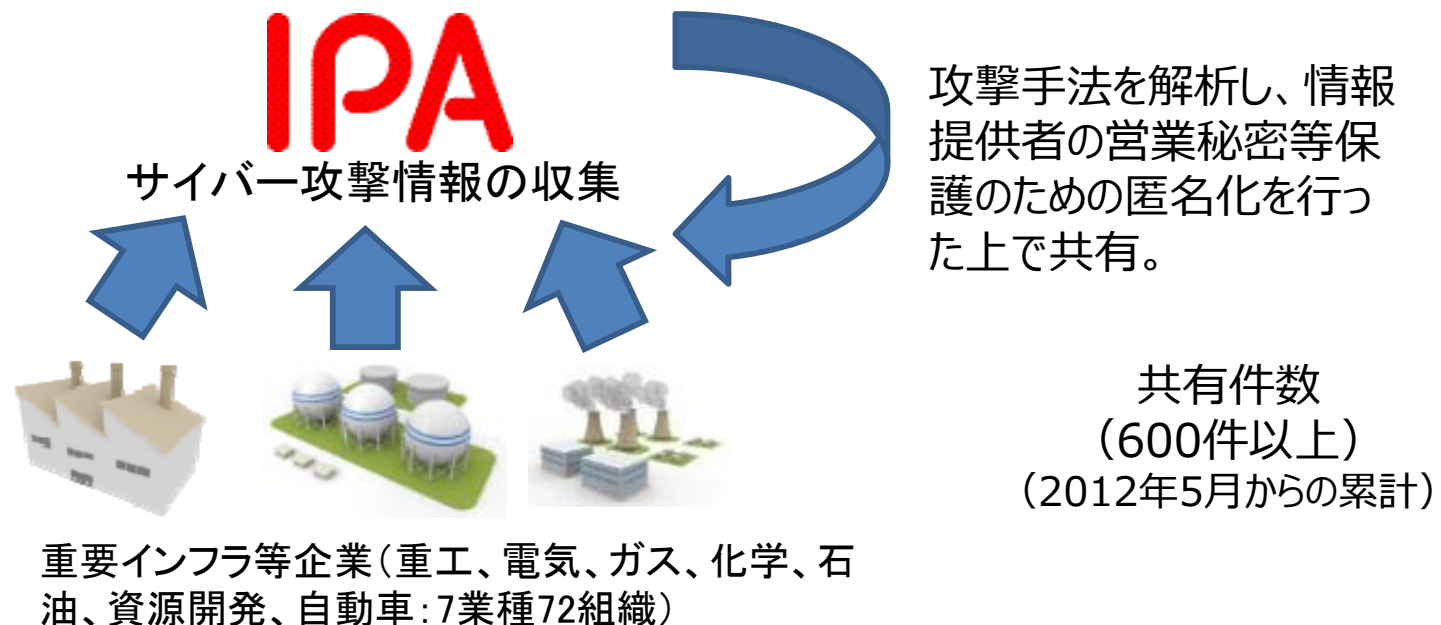
(参考) 侵入テストの実施について



1-2-2. インシデント情報の収集・共有によるサイバーセキュリティ対策の強化

- IPAは、重要インフラ事業者に対するサイバー攻撃情報共有体制（J-CSIP（ジェイシップ）：Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan、7業種、72組織が参加）を構築。
- 公的機関としての信頼性を基に、秘密保持等契約を結び、企業から情報を収集、解析、秘匿化し、迅速に共有することにより被害拡大を防止。
- さらに、重要インフラのサイバーセキュリティ対策を強化していくためには、省庁・業種横断的にインシデント情報を収集・共有する実効的な仕組みが必要。

【J-CSIPの仕組み】



1-2-3. 重要インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティ対策を担う人材の育成

- 平成29年春頃を目処に、(独) 情報処理推進機構 (IPA) に産業系サイバーセキュリティ推進センター (仮称)を設置し、官民の協働によりサイバーセキュリティ対策の中核となる人材を育成。
- 模擬プラントを用いた演習や実システムの安全性検証等の実践経験を通じて、重要インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティ対策の根幹を担う人材・技術・ノウハウを生み出す。
- 他業界や同業他社のセキュリティ責任者やホワイトハッカー等の専門家、海外有識者等との人脈を形成した人材が、各社において総合的なセキュリティ戦略立案を担う。
- 産業界においては、セキュリティ人材の育成、キャリアパスの構築等に関する経営者のコミットが重要。

模擬プラントを用いた対策立案

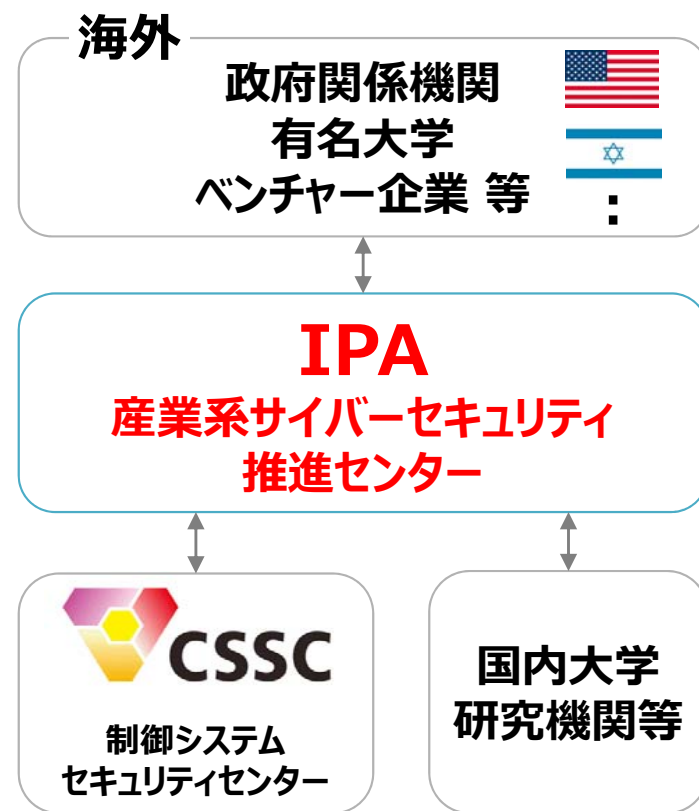
- 情報系システムから制御系システムまでを想定した模擬プラントを設置。専門家と共に安全性・信頼性の検証や早期復旧の演習を行う。
- 海外との連携も積極的に実施。

実際の制御システムの安全性・信頼性検証等

- ユーザーからの依頼に基づき、実際の制御システムやIoT機器の安全性・信頼性を検証。
- あらゆる攻撃可能性を検証し、必要な対策立案を行う。

攻撃情報の調査・分析

- おとりシステムの観察や民間専門機関が持つ攻撃情報を収集。新たな攻撃手法等を調査・分析。



1-3. 今後の取組

- サイバーセキュリティ対策を強化するためには、経営者がサイバー攻撃の脅威を正しく認識し、セキュリティ対策を高めるための投資を行い、これらの取組を企業活動や社会システムにおける継続的サイクルとして根付かせていくことが重要。
- これらの取組に関する経営者のコミットを引き出すため、政府としては、対策を促す支援スキームの構築、最低限実施すべき対策のルール化などの環境整備に取り組んでいくことが必要。

<政府において必要な取組>

- 企業において対策の中核を担う人材の育成支援。
- サイバーセキュリティ対策保険の中小零細企業による利用等の促進や、業界別ガイドラインの整備等の検討。
- 重要インフラにおいて実装すべき対策の具体的内容の検討と、各重要インフラ事業者等が確実に対策を実装するための制度の検討。
- 省庁・業種横断的にインシデント情報を収集・共有する実効的な仕組みの検討。

Ⅱ 利活用の促進

IoT推進コンソーシアム

- IoT/ビッグデータ/人工知能時代に対応し、企業・業種の枠を超えて産学官でその利活用を促進するため、民主導の組織として「IoT推進コンソーシアム」を設立。（平成27年10月23日）
- 技術開発、利活用、政策課題の解決に向けた提言等を実施。総務省、経済産業省等が協力。

IoT推進コンソーシアム

運営委員会（15名）

参加企業等 約2400会員（10月現在）

技術開発WG

（スマートIoT推進フォーラム）

ネットワーク等のIoT関連技術の開発・実証、標準化等

IoT推進ラボ

（先進的モデル事業推進WG）

先進的なモデル事業の創出、規制改革等の環境整備

支援委員会

IoTセキュリティWG

IoT機器のネット接続に関するガイドラインの検討等

データ流通促進WG

データ流通のニーズの高い分野の課題検討等

- 25名で構成（うち過半が外資系企業）
- 各IoTプロジェクトに対するアドバイス、**規制・制度に関する政府提言等**を行う

IoT推進ラボにおける支援内容

企業連携を促進し資金・規制両面から集中支援

企業連携支援

業種・企業規模・国内外の垣根を越えた企業連携、プロジェクト組成を促進する場（マッチング等）の提供

資金支援

プロジェクトの性質に応じた官民合同の資金支援

- 事業化に向けた先進的な短期個別プロジェクト
- 社会実装に向けた中期的実証プロジェクトなど

規制改革支援

プロジェクトの社会実装に向けて、事業展開の妨げとなる**規制の緩和、新たなルール形成等**を実施

<テーマ（案）>

製造分野 （※）	モビリティ	医療・健康	公共インフラ ・建設	エネルギー
農業	物流・流通	行政	産業保安	教育 サービス
金融 （※※）	スマート ハウス	観光		

※ロボット革命イニシアティブ協議会と緊密に連携
※※FinTech研究会と緊密に連携

Ⅱ 利活用の促進

1. データ利活用ルール

2-1-1. 産業界のデータ流通の促進(ユースケースベースでの解決)

- 産業界におけるデータ流通を阻む制約要因としては、
 - ①事業者がプライバシーとの関係で炎上を懸念して**萎縮する傾向**にあること、
 - ②事業者間でのデータ共有が定着しておらず、**一社で囲い込む傾向**にあること、等がある。
- このため、経済産業省では、総務省と共同で、データを保有する事業者からデータの提供についてユースケースベースで相談を受け付け、有識者を交えて、プライバシー保護との関係、契約の締結の在り方、安全管理などの解決策を個別に議論。
- これらのユースケースの蓄積を「判例」的に整理し、事業者の参考に供するために公表する予定。

IoT推進コンソーシアム 〈データ流通促進WG〉



座長：森川博之（東京大学先端科学技術
研究センター教授）

基本は非公開とし、事業者を招聘し、月1回ペースで開催。社名を伏せ結果を公開。

データ流通を検討している具体的事例

- ・ タクシー等の位置・運転情報
→ **混雑予測・カーナビや都市施策への活用**
- ・ 一年先までのエリア別の宿泊予約情報
→ **地域のインバウンド需要予測への活用**
- ・ 介護センサー情報
→ **医療や介護運営分析への活用**

2-1-2. 産業界のデータ流通の促進(ガイドライン等の策定)

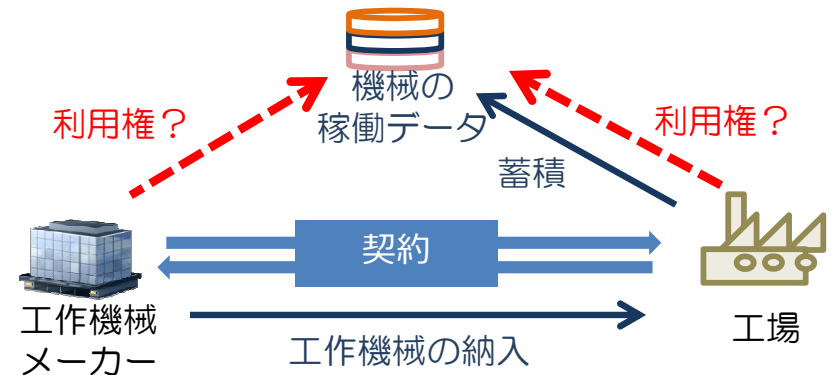
- 個別の課題を超えて、事業者に通ずる課題については、事業者の指針となるガイドライン等によるルール整備を推進。
- 具体的には、
 - ① プライバシーとの関係で萎縮傾向が強い**カメラ画像の利活用**について、利用者とのコミュニケーション、安全管理措置などを官民で議論し、年内には**ガイドブックを策定予定**。
 - ② 複数事業者間でデータの利活用権限が明確となっていないが故にデータ流通が進んでいないという課題については、今後、**契約上で権限を明確化するためのひな型等も含むガイドライン**策定を検討。

カメラ画像の利活用が期待されるケース

- ・ 店内カメラを活用したマーケティング分析
- ・ 屋外カメラを活用した人流分析
- ・ 駅等の公共空間のカメラを活用した異常検知
- ・ ドライブレコーダーを活用したマッピング活用など

→ディープラーニングにより、属性判定・動作等の詳細な分析が可能となっているところ、こうしたAIビジネスの環境整備にもつながる。

データ利活用権限が不明確なケース



工場データについては工場と工作機械メーカーで協調領域で十分に共有できていないケースあり。

→センサー情報など複数の事業者が関与するケースについて利用権限の明確化を推進し、データ流通・利活用を促進。

Ⅱ 利活用の促進

2. 行政手続きIT化/行政データの徹底開放

2-2. 経産省における具体的な取組の事例等

- 「世界最先端IT国家創造宣言」等に則り、経済産業省としても、申請件数の多い特許等の手続きにかかるIT化や、政府が保有する法人関連情報（調達実績、許認可、処分・表彰等）について、利活用しやすい形でのオープン化を推進。
- データ利活用に積極的な事業者等から、公共データに対する具体的なニーズが出てきており、公共データ開放をさらに進めることが必要。

【経産省の取組事例】

■ 特許の電子出願 [1990年12月～]

- 他国に10年先駆け、1990年に世界初の電子出願システムを特許・実用新案出願手続きに導入。それを皮切りに、意匠・商標の出願、国際特許出願などの手続きに拡大。現在、全ての出願手続きにおいて24時間365日電子的に申請が可能。

(2015年時点、特許出願の電子出願比率は約98%)

■ 法人ポータルへの運用 [2016年4月～]

- 政府が保有する法人関連情報（調達実績、許認可、表彰等）を、法人番号を用いて名寄せし、利活用しやすい形でオープンデータとして公開。
- 当システムは経済産業省が先行的に構築。2017年1月の全府省庁版の稼働に向けて、各府省庁に対し法人関連情報の提供を依頼中。
- 取引先選定、信用調査、競合企業分析等に利活用可能。



【ニーズのある公共データの例】

自動走行による無人タクシーサービス

- カメラでの正確な認識が難しい**信号情報**や、安全なルート選択のために必要な**道路工事・規制情報（場所、時間、対象道路の幅等）**等の公共データ利用により、早期の自動走行サービス実現に寄与することが考えられる



インフルエンザ等発生状況の警告サービス

- 保健所が公表する**インフルエンザ等発生状況（月日、場所、件数）**を地図上にマッピングすることで、子育て世帯や高齢者などに、感染症の早期予防を促すサービスの実現が想定される。



(参考) 海外の動向 行政のIT化がもたらす社会

- デジタル情報の利活用が進んでいる海外政府においては、IT技術を活用した革新的な行政サービス、オープンデータによる新ビジネスの創出が実現している。

1. 手続きのIT化

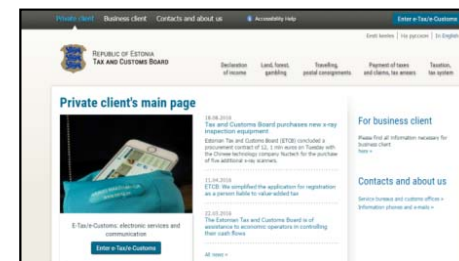
英国 Tell Us Once

特定の個人が死亡した場合、ひとつのシステムに死亡情報を登録するだけで、関係省庁に対して情報が共有され、各種手続きが完了。



エストニア e-Tax

国民の約95%が活用する税務申告システム。納税者は自動記入されたデータを見て「confirm」を押すだけで所要数分で申告が完了。



2. オープンデータの活用

米国 Opower

住居タイプ、築年数、世帯人数等別のエネルギー使用に関する統計データを用いて、消費者をセグメント分け、同一セグメントに属する消費者に対し具体的な省エネ対策をアドバイス。



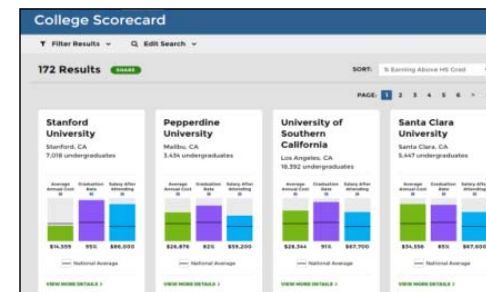
米国 Climate Corporation

気象データ、収穫量データ等のオープンデータを活用し、農家向けの収入補償保険商品のサービスを実施。



米国 College Scorecard

教育省が、入学しやすさ、学費、卒業後の年収等の大学に関するデータを集約し、オープンデータとして提供。



Ⅱ 利活用の促進

3. シェアリングエコノミーの推進

2-3. シェアリングエコノミーの推進に向けて

- 経済産業省としては、遊休資産の有効活用やそれを通じた産業構造の新陳代謝促進等の観点から、先進的プロジェクトを発掘・支援するIoT推進ラボにおいて、シェアリングサービスに対しても支援等を実施しており、規制改革等を通じてその面的展開を促進。
- また、自治体による事業者との連携を案件組成の段階から後押しすることで、地域発の優良事例の発掘・支援を行い、シェアリングを活用した新たな公共サービスを促進している。

株式会社スペースマーケット

※IoT Lab Selection第2回ファイナリスト

～場所のシェアリングビジネスによる地方創生
実現とマイクロアントレプレナーの創出～



- 会議室等の遊休スペースのホストと場所を探しているゲストをマッチングするプラットフォームを運営。
- IoT推進ラボの各種支援スキームを活用し、①AIを活用したダイナミックプライシング・リコメンド機能の精緻化、②ホスト・ゲストが安心して利用するための規制の明確化（補償制度の設計・実現）を目指す。

事業者と自治体の連携事例

The infographic highlights several partnership examples between businesses and local governments:

- As Mama Inc. (アスママ) × 生駒市 (Ikoma City):** 子育て支援の連携協力に関する協定 (Agreement on cooperation for childcare support).
- SPACEMARKET × 群馬県桐生市 (Gunma Prefecture Kiryu City):** キッズパレイとの業務提携し群馬県桐生市の遊休施設活用 (Business partnership with Kids Parade to utilize vacant facilities in Kiryu City, Gunma Prefecture).
- 株式会社クラウドワークス (Cloud Works):** 平成27年度、全国6地域でクラウドワーカー育成事業を推進 (Promoting cloud worker training projects in 6 regions nationwide in FY2015).

クラウドワークス (Cloud Works) regional projects:

- 北海道 別海町 (Hokkaido Beppu Town):** 総務省・マイクロソフトふるさとテレワーク実証事業 (Ministry of Internal Affairs and Communications / Microsoft Satsuna Telework Proof Project).
- 長野県 塩尻市 (Nagano Prefecture Shiizuka City):** 塩尻振興公社クラウドディレクター育成事業 (Shiizuka Revitalization Public Corporation Cloud Director Training Project).
- 千葉県 木更津市 (Chiba Prefecture Kisarazu City):** 木更津市クラウドワーカー育成事業 (Kisarazu City Cloud Worker Training Project).
- 神奈川県 横須賀市 (Kanagawa Prefecture Yokosuka City):** 総務省・横須賀商工会議所ふるさとテレワーク実証事業 (Ministry of Internal Affairs and Communications / Yokosuka Chamber of Commerce Satsuna Telework Proof Project).
- 兵庫県 加古川市 (Hyogo Prefecture Kakogawa City):** 加古川市女性のための就労支援業務 (Kakogawa City Employment Support for Women).
- 宮崎県 日南市 (Miyazaki Prefecture Nishino City):** 日南市月収20万円ワーカー育成プロジェクト (Nishino City Monthly Income 200,000 Yen Worker Training Project).

Additional information:

- クラウドソーシング認知のためのセミナーとWebライティング体験講座に加え、ママコミュニティ作りを目指した交流会を実施 (In addition to seminars and web writing experience courses for cloud sourcing awareness, we implemented exchange meetings aimed at creating a mom community).
- プロジェクト参加者全員がクラウドワーキングの実績を評価され、東京から日南市への移転企業に正社員として就職が決定 (All project participants were evaluated for their cloud working performance, and it was decided that they would be hired as regular employees by a company moving from Tokyo to Nishino City).
- 横須賀の主婦向けに、クラウドワーキングで収入につながる実践的なライティング講座を実施 (We implemented a practical writing course for housewives in Yokosuka to generate income through cloud working).

(参考 1) シェアリングエコノミーの意義

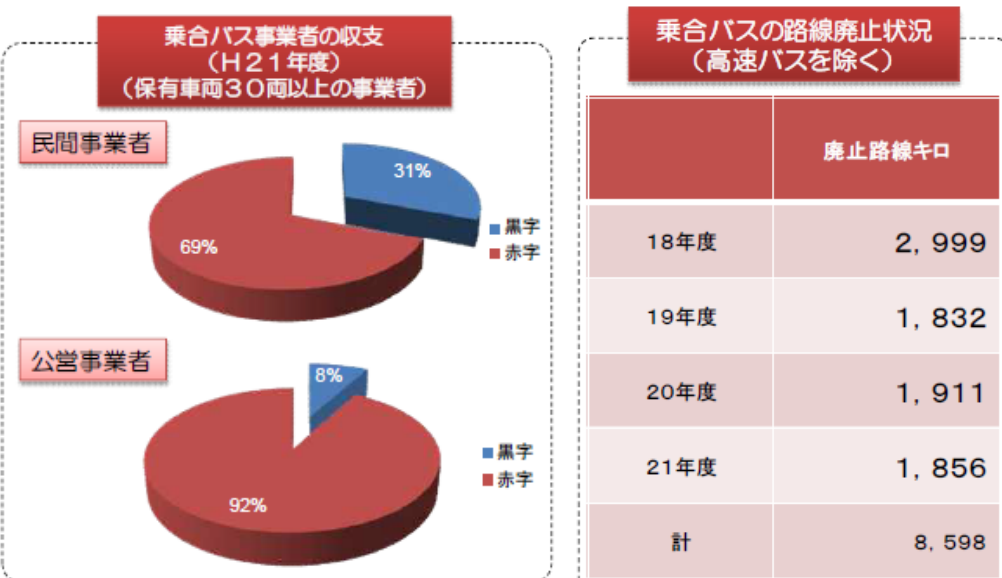
- 人口減、低成長等を背景に、特に地方においては今後、「公」が現行水準の公共サービスを維持していくことは困難に。
- シェアリングエコノミーの活用により、「公助」から「共助」の仕組みへのパラダイムシフトを推進していくべきではないか。

「移動サービス」の例：
 バス路線の廃止や減便が相次いでいる中、移動手段を確保することが困難な地域住民が増加し、地方社会経済活動の衰退が進展するリスクが懸念。

「保育サービス」の例：
 待機児童数は一向に減少せず、女性の社会進出の妨げとなっているが、保育士数・将来の人口構成等を鑑みると公的なサービスの拡充による課題解決には限界。

【バス交通を巡る危機的状況】

【保育所等の定員・利用児童数・待機児童数の状況】



	保育所等数	定員	利用児童数	待機児童数
平成25年	24,038カ所	2,288,819人	2,219,581人	22,741人
平成26年	24,425カ所	2,335,724人	2,266,813人	21,371人
平成27年	25,464カ所	2,474,554人	2,330,658人	23,167人

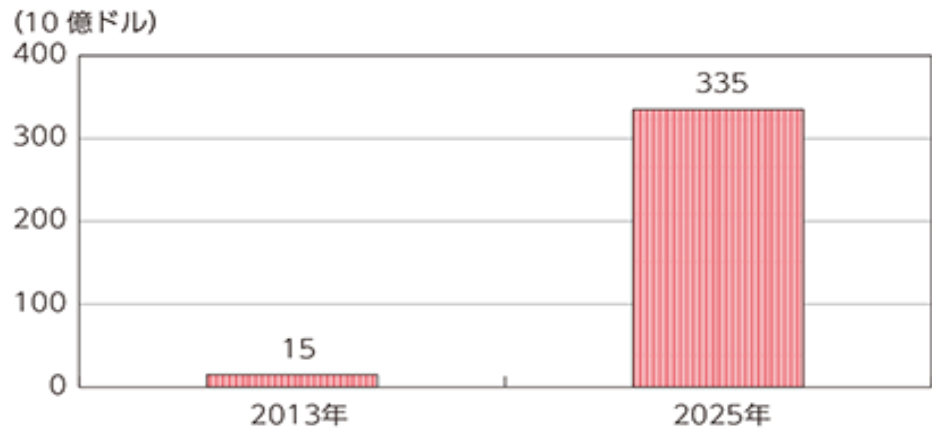
(出典)：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

(出典)：国土交通省「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」

(参考2) シェアリングエコノミーの可能性

- シェアリングエコノミーの進展は、「所有」から「共有」への移行により、新たな巨大市場を生み出すと推計されている。社会への影響については、生産活動に負の影響を与える一方で、新サービスの創出等も考えられるため、総合的に評価することが必要。
- 自治体において、シェアリングサービスを通じ、遊休公共資産（ヒト・モノ）の稼働率向上、業務効率化等を図る事例あり。こうした動きの推進に向け、ルール見直し・整備が必要。

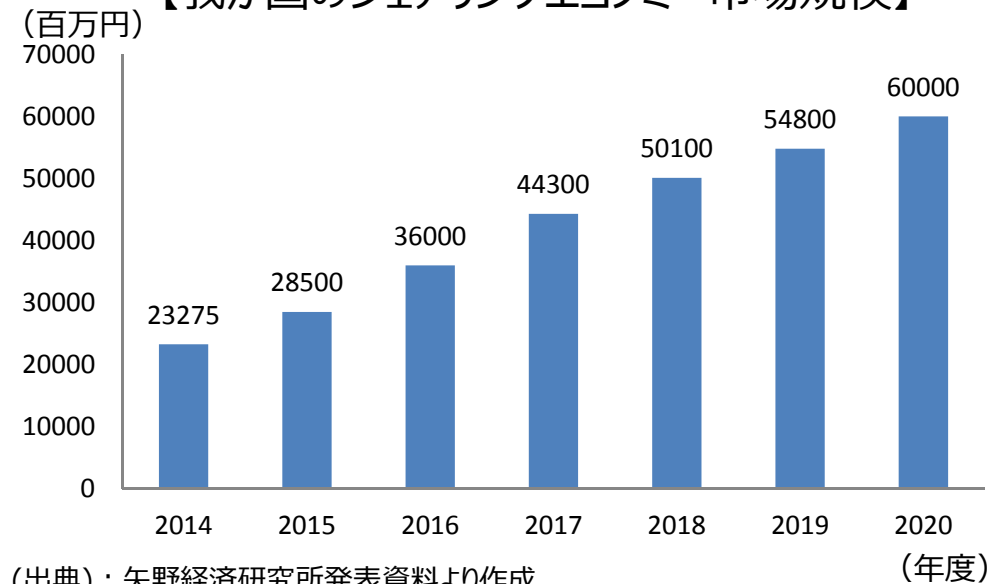
【世界のシェアリングエコノミー市場規模】



※金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

(出典) : PwC「The sharing economy - sizing the revenue opportunity」

【我が国のシェアリングエコノミー市場規模】



(出典) : 矢野経済研究所発表資料より作成

※2016年度は見込み額、2017年度以降は予測額

【今後必要と考えられるルール整備】

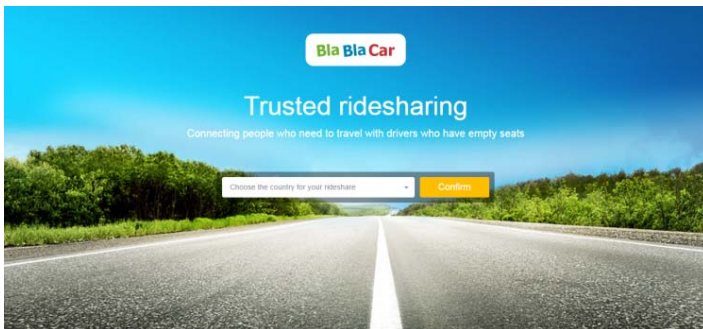
- 公共財産のシェアリング活用のための公有財産規則の見直し
- クラウドソーシング活用のための役務等に係る調達規則の見直し
- 自治体職員によるクラウドソーシング参加のためのルール整備

(参考3) 世界のシェアリングエコノミーサービス

- 民泊・Uber型ライドシェア以外にも、長距離の相乗り型ライドシェア、食事のシェア等、多様なシェアリングサービスが登場し、成長途上にある。

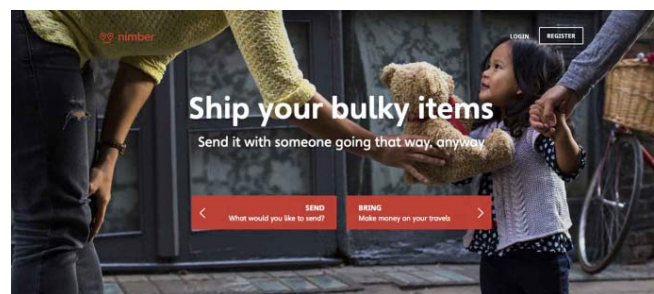
相乗り型ライドシェア (例：BlaBlaCar)

- 都市間移動に活用できる相乗り型ライドシェアサービス。
- 目的地を入力すると、同方面に移動予定のドライバーとマッチング。
- BlaBlaCarはフランスを始めとする欧州各国、インド等22カ国でサービスを展開。ユーザーは3500万人超。



物流のシェア (例：nimber)

- 荷物を届けたい人と、届けることができる人をマッチングするサービス。
- ある場所に移動する「ついで」に荷物を運ぶことが想定されており、一般の輸送サービスに比べ安価。



See how easy it is

1 Post your delivery

A small skateboard
London → Birmingham

食事のシェア (ミール・シェア) (例：VizEat)

- 食事の提供を受けたい人（典型的には旅行者）と地元の人をマッチングする訪問型ミールシェアサービス。
- 110カ国において、2万人以上のホスト、8万人以上のユーザーが登録。



(参考4) 主要国のシェアリングエコノミーに対するスタンス

- 各国共にシェアリングエコノミーに対しておおむねポジティブな態度を示しており、制度整備も進展しつつある。



- **米国**ではシェアリングエコノミーが国民に広く根付いており、成人の4.2%に値する1030万人がシェアサービスから収入を得ているとの調査結果も。
- ライドシェアについては、州を含む70以上の自治体でライドシェアを認める法律や条令が制定されている。



- **EU**では2016年6月2日、EU委員会がシェアリングエコノミーに関するガイダンスを発表し、加盟各国に対し、同ビジネスのバランスのとれた発展を促すよう要求（法的拘束力は無し）。
- 欧州司法裁判所は今年中に、Uberが法律的にタクシーのような輸送サービスの範疇であるのか、インターネットサービスなのか、判断を出す予定との報道あり。



- **中国**では、李首相が、シェアリングエコノミー推進制度改革を、知財の保護や情報セキュリティの確保とともに積極的に進めていく旨発言。
- ライドシェアを合法化することが決定済み。ドライバーには、犯罪歴が無いこと、3年以上の運転歴を有すること、技術試験に合格すること等が求められる。



- **韓国**ソウル市は「シェアリングシティ・ソウル」プロジェクト（2012年9月発表）により、人口増加に伴う過度なインフラ整備（道路、駐車場、図書館等）を削減するとともに、市民へのシェアリングエコノミー活用による行政サービスの提供を実施。ライドシェアに関しては2015年夏以降、法的に禁止。



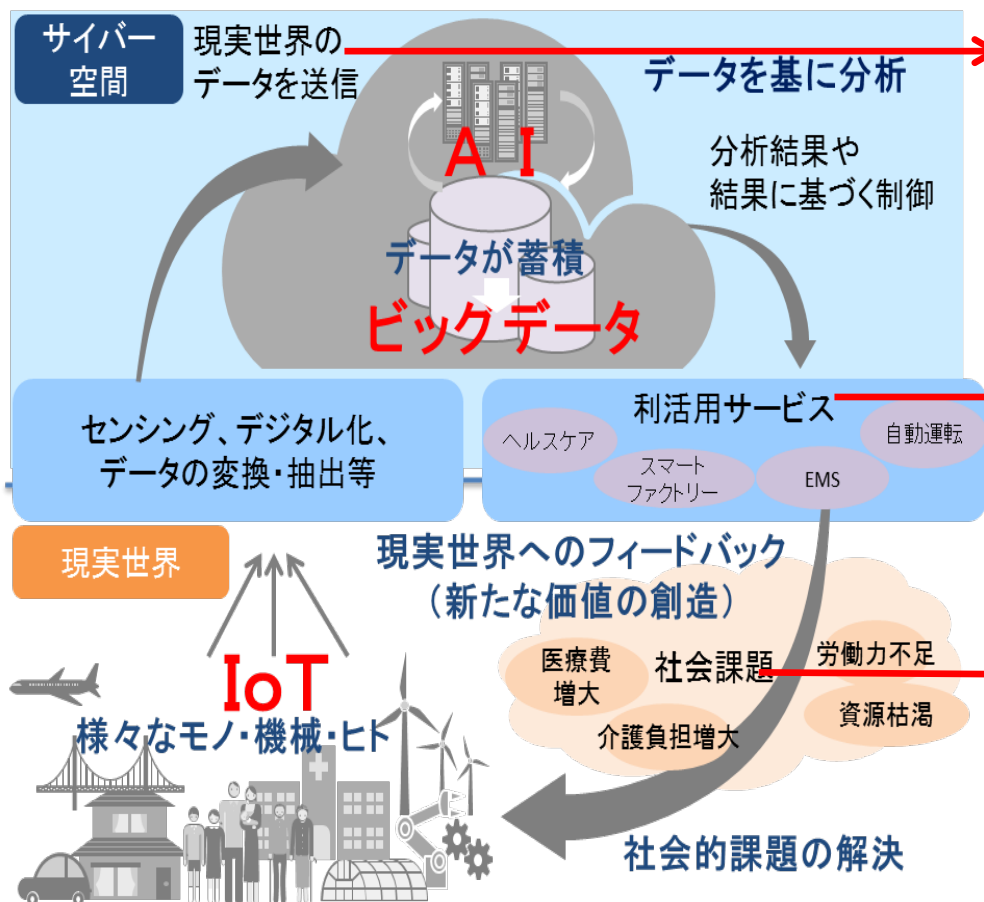
- **シンガポール**では、シェアリングエコノミーは、リー・シェンロン首相が、シェアリングエコノミーは利便性向上等により国民生活向上に資するとの認識を発信。
- 2016年4月、陸上交通庁（LTA）は、私用車配車運転免許の取得等を義務付けとあわせて、タクシー運転免許の要件を簡素化することを発表。

未来投資会議 構造改革徹底推進会合第1回

総務省

平成28年10月27日

- (1)IoT時代、様々な機器(T)がインターネットに接続。AIの活用等で膨大なデータの収集・分析、利活用が可能。
- (2)この技術革新を活かし、データの利活用を推進するには、ルール、社会制度、インフラの整備が不可欠。IoT推進コンソーシアム等により、産学官で強力に推進。



- (1) ネットワーク・セキュリティ・人材
＜安全・安定したデータ流通＞
➡ セキュリティ確保、ネットワーク人材
- (2) マイナンバーカードの利活用
＜利用者を安全に認証するプラットフォーム＞
➡ マイキープラットフォーム等利活用推進
- (3) データ利活用
＜データの利活用推進、「社会課題解決」＞
➡ オープンデータ化
➡ 身近なIoTプロジェクト
- (4) シェアリングエコノミー

「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

I-1-(2)新たに講ずべき具体的施策

ii)⑥ア)サイバーセキュリティの確保

昨年閣議決定したサイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)や今年成立した改正サイバーセキュリティ基本法に基づく官民を挙げた取組を進め、人材育成、政府機関及び重要インフラの対策や、IoTシステム対策、研究開発、国際ルール等の形成等を強力に推進する。(中略)産学官連携による教育・演習実施・資格整備等を通じた人材供給を進める。

サイバー防御演習の実施

- 平成25年度から国の行政機関や重要インフラ事業者を主な対象として実践的サイバー防御演習を実施。
- 平成28年度には、技術的知見を有するNICTを実施主体とするための法改正を実施。
- 平成28年度中に、国の行政機関、地方自治体等を対象に、1200名以上に演習を実施。

サイバー攻撃への対処方法を
体得



演習受講模様



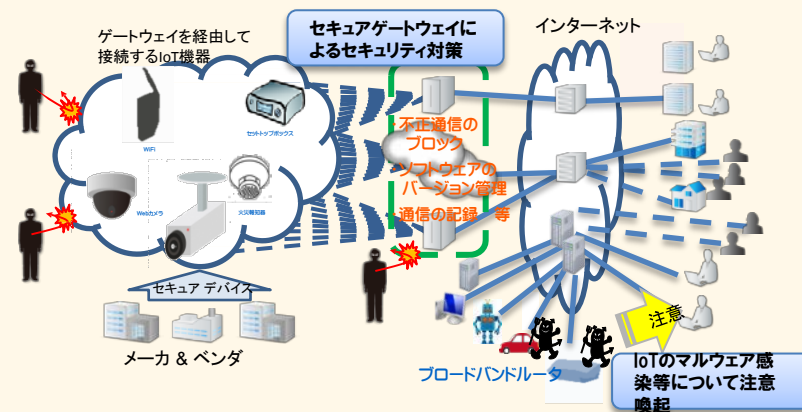
大規模演習環境
StarBED
石川県能美市

全国11カ所から演習環境に
接続し、サイバー防御演習
(CYDER)を実施

新世代超高速通信網
NICT「JGN」

IoTセキュリティ対策

- IoT社会の進展に伴う様々な課題を踏まえ、平成28年7月、総務省・経済産業省・IoT推進コンソーシアムにおいて「IoTセキュリティガイドラインver.1.0」を策定。
- 平成29年度にIoTセキュリティを確保するための仕組みや体制を構築予定。



「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

I-1-(2)新たに講ずべき具体的施策

ii)⑥ イ)IT利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等 (マイナンバーカード・マイナーポータルの利活用拡大)

今月1月に開始したマイナンバー制度に関しては、マイナンバーカードの着実な交付等による国民の信頼性確保を最優先に、(略)国民生活の利便性向上に向けたマイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大に関する検討等を進める。

マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【10月24日(月)時点】

	累計数	1日当たり平均 (10月18日～10月24日)	1日当たり平均 (9月の1ヶ月間)
申請受付数	11,647,319	10,507	8,808
発送枚数	11,408,308	8,462	8,084
交付前設定 実施済み数	11,189,379	15,510 (※土日、祝日除く)	12,952 (※土日、祝日除く)
交付実施済み数	8,850,309	21,668 (※土日、祝日除く)	26,735 (※土日、祝日除く)

「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

I-1-(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) ⑥ イ IT利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等

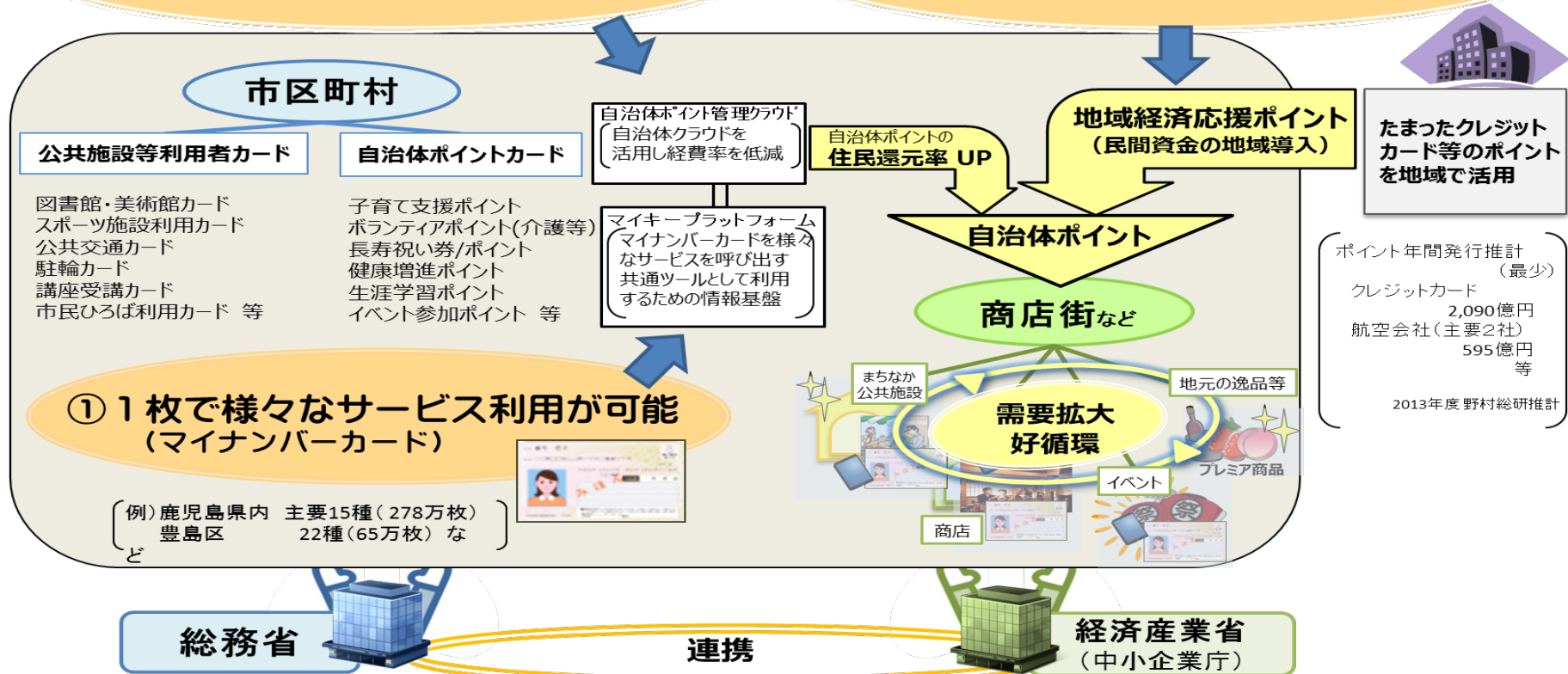
(マイナンバーカード・マイナーポータルの利活用拡大)

(略)マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なモノから来年度以降順次実現する。

地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト (マイナンバーカードの活用)

② 住民視点での行政サービス改革 (自治体クラウドの強力な推進による低コスト化)

③ 地域経済の活性化・好循環拡大 (自治体ポイント等を通じた需要増大)



「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策 I 1 (2)新たに講ずべき具体的施策

ii)⑥ウ)政府・地方自治体のオープンデータの推進

課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。(中略)機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。

1. 総務省保有情報のオープンデータ化

① 統計データの先進化への取組(統計データのLOD化)

○ オープンデータの最高ランクの形式であるLOD(Linked Open Data)*によるデータ提供により、各統計データの要素(構造、意味など)が統一され、データ間のリンクが可能となるなど、データの検索、取得が容易になる。

* LOD(Linked open data):メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準じた形式にし、そのデータに関係する他のデータへのリンク情報を付与したもの。オープンデータの最高水準ランクの形式として位置づけられている。

○ 平成27年度に福井県、独立行政法人統計センター等と連携し、「オープンデータモデル事業」を実施。
平成28年6月30日より、政府統計の総合窓口(e-Stat)において、国勢調査や経済センサスなど7統計の一部の統計データでLOD形式にて提供開始。



「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策 I 1 (2)新たに講ずべき具体的施策

ii)⑥ウ)政府・地方自治体のオープンデータの推進

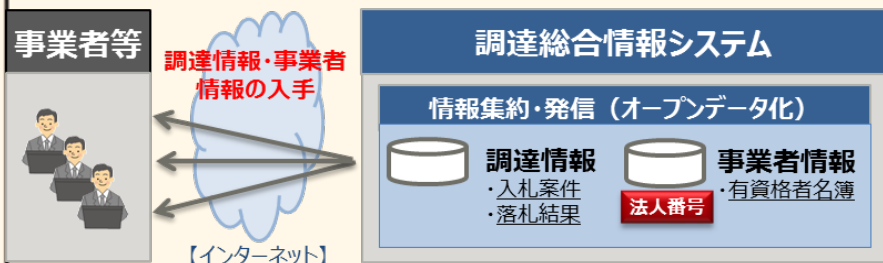
課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。(中略)機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。

1. 総務省保有情報のオープンデータ化(つづき)

② 情報通信白書等のオープンデータ化

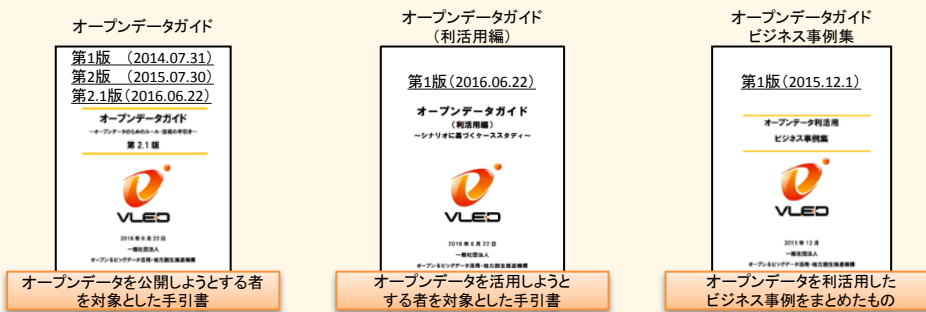
○ 情報通信白書、情報通信統計データベースのオープンデータ化(自由な利用条件の採用、CSV化)

○ 平成27年3月末から政府調達に関する情報(入札案件、落札結果、有資格者名簿等)のオープンデータ化を実施。



2. オープンデータの利活用に向けた取組

○ オープンデータの公開側(自治体等)・利用側(企業等)のためのガイド等を策定・公開。



○ 先進自治体の横連携を支援(データ形式等の共通化・デファクト化を推進)

○ 自治体・民間の双方にメリットのある持続モデルを構築

〔道路通行規制データ〕

静岡市→全国の政令指定都市等

〔営業許可関連データ〕

福井県、静岡市→全国の都道府県等



「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

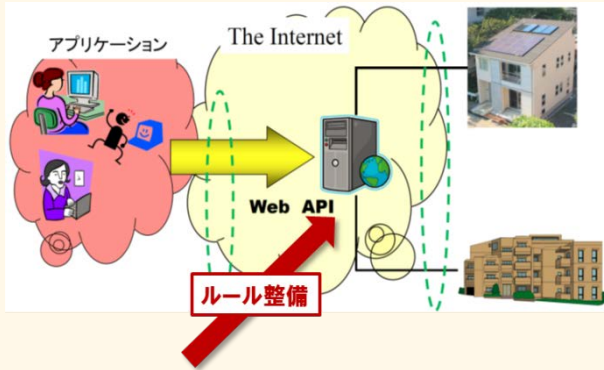
I-1-(2)新たに講ずべき具体的施策

ii) ②規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

(略)通信・放送・農業・医療・都市/住まいといった、生活に身近で地方創生につながる重点分野におけるサービスの創出支援を行う。

スマートハウスに関するルール検討

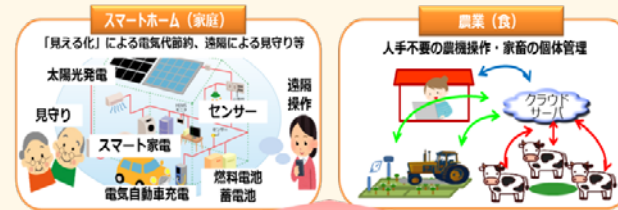
- スマートハウスに関するリスクマネジメントに関して、模擬施設を活用し、技術的な対処、保険の活用をはじめとする社会的・経済的方策、国際標準化に関する検討を実施。



- 平成28年度中に、上記の検討結果をとりまとめる。

生活に身近な分野でのデータ利活用に関するルールの明確化

- 「IoTサービス創出支援事業」(モデル実証)により、国民の生活に身近で地方創生につながるIoTプロジェクト(身近なIoTプロジェクト)を推進し、データ利活用に関するガイドライン等のルール整備を後押し。



具体的な取組 (本年6月に採択、 8プロジェクト実施中)

- ①救急医療・災害対応におけるIoT利活用モデル実証事業
- ②海洋ビッグデータを活用したスマート漁業モデル事業
- ③テレビのIoT化とオーディエンスデータ連携による地域経済活性化実証プロジェクト 等



- 平成29年度前半に、上記の事業に係るデータ利活用に関するルールの明確化を行う。

「日本再興戦略」改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

I-1-(2)新たに講ずべき具体的施策

i)② <CtoC のビジネス領域関連:シェアリングエコノミーの推進>

ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ

ii)②規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

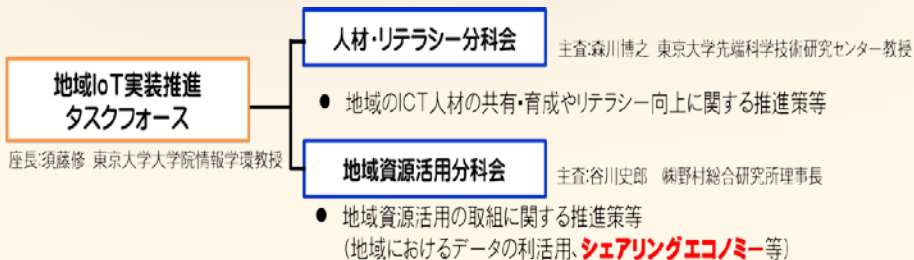
通信・放送・農業・医療・都市/住まいといった、生活に身近で地方創生につながる重点分野におけるサービスの創出支援を行う。

自治体との連携によるルール・ガイドライン等の整備支援

- 「IoTサービス創出支援事業」の対象分野にシェアリングエコノミーを設定。公募による実証を通じ、自治体との連携によるルール・ガイドライン等の整備を支援する予定。
- 総務大臣主宰の地域IoT実装推進タスクフォースの下に「地域資源活用分科会」を開催し、シェアリングエコノミー推進のための対応策についても議論を進めていく。

【参考】地域IoT実装推進タスクフォースの概要について

IoT等の本格的な実用化の時代を迎え、これまでの実証等の成果の地域への横展開を強力かつ迅速に推進するとともに、その進捗状況及び明らかになった課題を把握し、必要な対応策を講じるため総務大臣が9月29日より開催。



IoTサービス創出支援事業



未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」会合（第1回）

厚生労働省提出資料



平成28年10月27日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認、医療等IDの導入について

○マイナンバー制度のインフラを活用し、医療保険のオンライン資格確認の仕組みを整備するとともに、

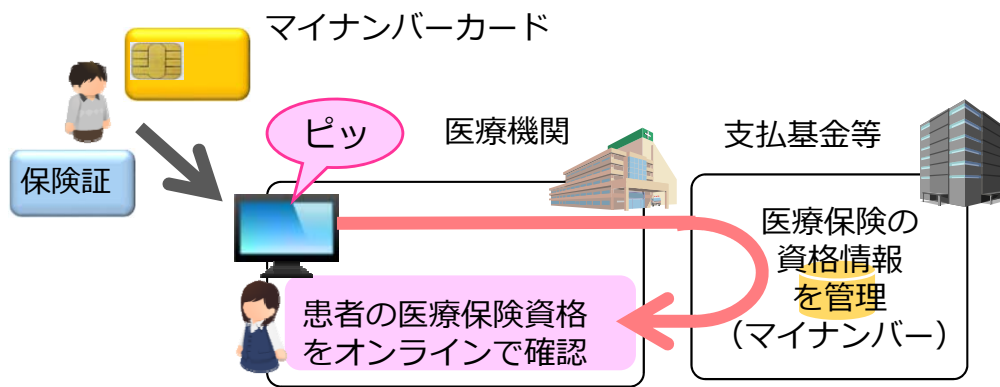
その基盤を活用して医療等分野のIDを導入することにより、地域での医療介護連携や医学研究を推

オンライン資格確認

○ 医療機関等の窓口でオンラインで医療保険資格の確認ができる仕組みを構築

【2018年度から段階的運用開始、2020年に本格運用を目指す】

＜取組状況＞本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等
を検討、来年度から着実にシステム開発を実行

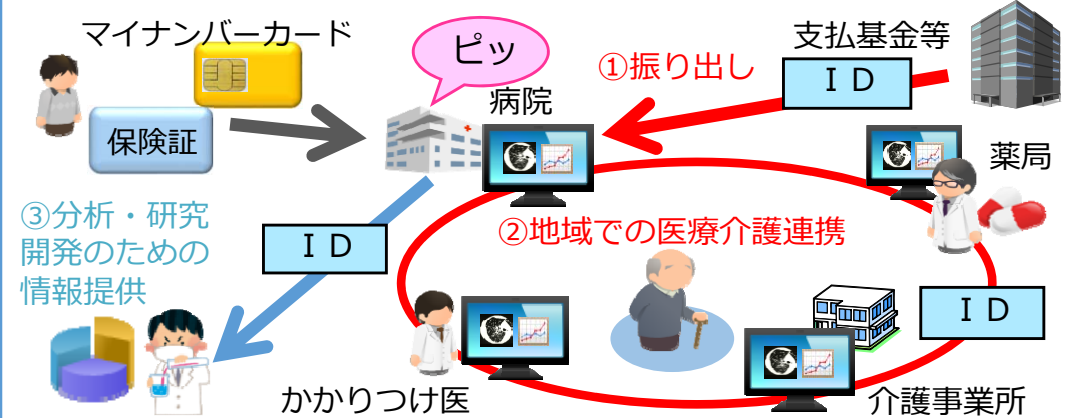


医療等ID

○ 病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能なIDを導入

【2018年度から段階的運用開始、2020年に本格運用を目指す】

＜取組状況＞本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等
を検討、来年度から着実にシステム開発を実行



日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）＜抜粋＞

①医療等分野におけるIDの導入等

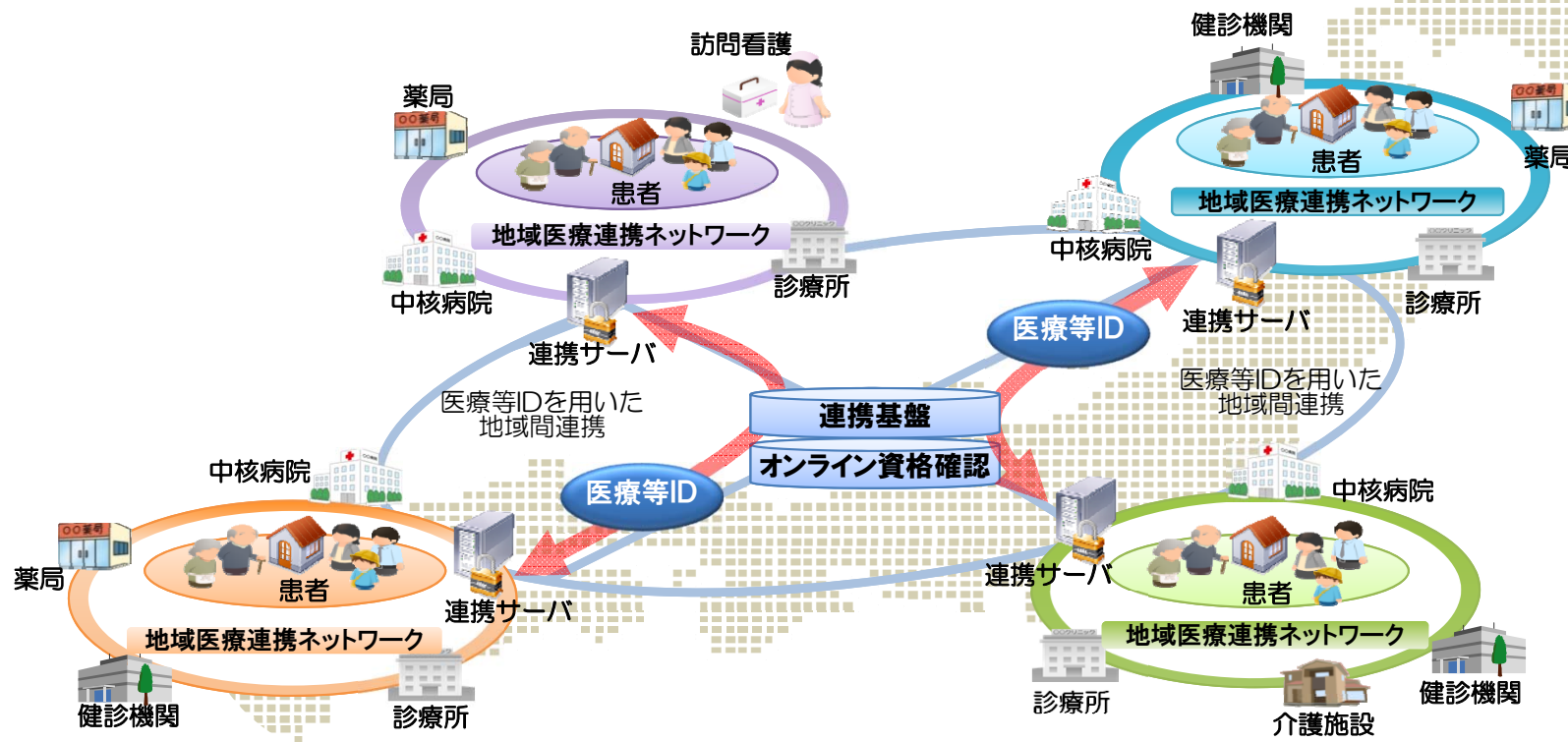
医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成27年12月10日同研究会取りまとめ）を踏まえ、**医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入**について、**2018年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。**

その際、**公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し**、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる。

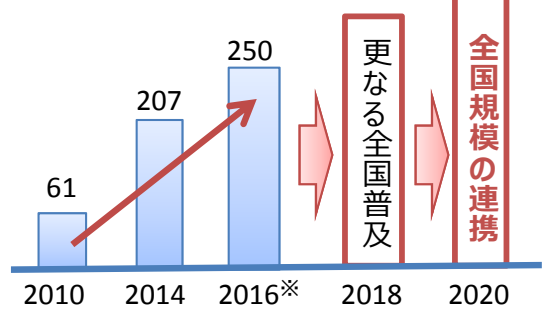
医療等ID導入により期待される効果

- 医療保険のインフラを活用したオンライン資格確認を行うためのネットワーク(回線)が整備され、その回線を活用して、全国の保険医療機関・薬局や地域医療連携ネットワークを認証し、相互に接続する機能を持つ医療(介護)情報連携ネットワークを形成する。
- このネットワークにおいて、全国共通のユニバーサルIDとして医療等IDを活用することにより、地域の医療(介護)情報連携(EHR)を超えて、全国の医療機関等間で患者の治療・検査・画像診断等の医療情報を共有することが可能となり、医療の質の向上と効率的な提供が期待される。
- また、医療等IDの導入することで、長期にわたって治療経過を患者単位で連結できるようになり、患者の医療情報を収集・分析し、ビッグデータとして活用することが可能となることにより、国民の健康増進と医療の質の向上につながる。

全国規模の医療情報連携ネットワークの整備 (2020年度のイメージ)



地域医療情報連携ネットワーク数の推移
全国には約320の医療圏が存在



*2016年は予測値

「国家戦略特区」

— シェアリングエコノミーの推進、IT関係 —

平成 28年 10月 27日

内閣府 地方創生推進事務局

国家戦略特区で実現した規制改革

全73事項のうち主なもの（特区措置53事項、全国措置20事項）

都市・創業・外国人材・観光

都市計画の手続き迅速化

居住を含めた都市環境の整備

開業ワンストップセンター

法人設立手続きの簡素化・迅速化

公証人の役場外の定款認証

公証人の公証役場以外での活動解禁

家事支援外国人材の受入れ

女性の活躍推進、家事負担の軽減等

民泊（宿泊可能な住宅解禁）

内外の観光客の滞在ニーズへの対応

過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

内外の観光客等の運送ニーズへの対応

農 林

農業委員会と市との業務見直し

農地の流動化促進

農業生産法人の要件緩和（平成28年4月から全国措置）

6次産業化の推進

農業への信用保証制度の適用

農業の資金調達の円滑化

国有林野の貸付拡大

国有林野の活用促進

企業による農地取得の特例

担い手不足や耕作放棄地等の解消

医療・保育

外国医師の受入れ

高度な医療技術を有する外国医師等の受入推進

病床数の特例

高度な水準の医療の提供

保険外併用療養（先進医療の承認迅速化）

外国で承認された医薬品等の導入促進

革新的医療機器の開発迅速化

医療イノベーションの推進

医学部の新設

グローバル医療人材の育成

地域限定保育士（年2回目の試験実施）

保育士不足の解消

都市公園内の保育所設置

保育所等の福祉サービスの充実

テレビ電話による服薬指導の特例

遠隔診療のニーズへの対応

雇用・教育

雇用労働相談センター（雇用条件の明確化）

新規開業企業、グローバル企業等の労使紛争の未然防止

公設民営学校の解禁

グローバル人材の育成等、多様な教育の提供

赤字・・・法律で措置した事項

青字・・・法律措置以外の事項

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日 閣議決定）

国家戦略特区の「新たな目標」

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に平成32年（2020年）を睨みつつ、また、「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成するため、来年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 など

② 事業実現のための「窓口」機能の強化

また、全国各地の民間事業者や地方自治体が直面している制度面での阻害要因について、結果として国家戦略特区における措置とならないもの（全国的措置や構造改革特区における措置に加え、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携のもと、一層の強化を図る。

1. シェアリングエコノミーの推進

① 特区における民泊（宿泊可能な住宅）

【東京都大田区、大阪府・市、北九州市】

改正国家戦略特別区域法 平成25年12月13日施行

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令 平成28年10月31日施行予定

② 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

改正国家戦略特別区域法 平成28年9月1日施行

1 - ①. 特区における民泊（宿泊可能な住宅）

各区域の動き

<東京都大田区>

平成27年10月20日 特区諮問会議で区域計画認定
12月7日 大田区の条例の制定
平成28年2月12日 初の施設の認定（事業開始）

(10月25日時点)

- ・ 認定 25施設 79室（申請 27施設 81室）
- ・ 20事業者（うち個人5人）
- ・ 滞在実績：293人（うち外国人147人）

<大阪府>

平成27年10月27日 関連条例制定
12月15日 区域計画認定
平成28年4月1日 事業者受付開始
5月19日 池田市を、上記計画に追加

(10月25日時点)

認定4施設6室（大東市、門真市、藤井寺市、守口市）
滞在実績：31人（うち外国人25人）

<大阪市>

平成28年1月15日 関連条例制定
4月13日 区域計画認定
10月末 事業開始予定

<北九州市>

平成28年10月4日 区域計画認定
12月 関連条例制定予定
平成29年1月 事業者受付開始予定

実施地域：住居専用地域（第一種、第二種低層）
市街化調整区域等の郊外エリアなど

近隣ホテルと連携・協力した「新築マンション」の例

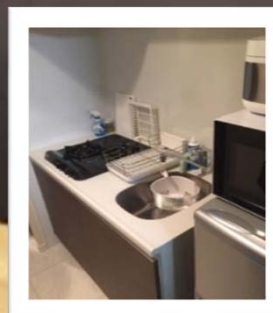
概要

新築（築1年）
JR蒲田駅から徒歩2分
宿泊料：1泊1組9,980円
（主にビジネス客用）

特徴

旅館組合と密接に連携・協力

組合所属の近隣ホテルと業務提携を行い、
鍵の受渡しや本人確認を対面で実施。
（実質的にフロントを共有）



国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要

(平成28年10月25日閣議決定、10月28日公布予定、10月31日施行予定)

国家戦略特区において、対象施設が以下の要件に該当することについて、都道府県知事（保健所）が認定することにより、旅館業法の適用が除外される。

法律

国家戦略特区において、滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞主に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの

利用期間（宿泊日数）

(6泊) 7日から(9泊) 10日までの範囲内において自治体の条例で定める期間以上

(2泊) 3日

近隣住民との調整や滞主者名簿の備付け等

新規追加

(内閣府・厚労省共同通知で措置している事業要件の法令化)

- 滞主者名簿が施設等に備えられ、これに滞主者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- 施設の周辺地域の住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
- 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

その他 一居室の床面積：原則 25 m²以上 (自治体の判断で変更可能) など

政令で定める主な要件
(今回の改正事項など)

1 - ②. 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

(自家用自動車の活用拡大に関する提案等)

◆構造改革特区における事業◆

①福祉有償運送（活用自治体数：156件）

【平成15年4月1日措置、平成18年10月1日全国措置】

高齢者、身体障害者等移動制約者にかかる十分な輸送サービスが確保できない場合、一定の条件を満たすNPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施を認める特例措置。

②公共交通空白地有償運送（活用自治体数：3件）

【平成15年4月1日措置、平成16年3月31日全国措置】

NPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施を認める特例措置。

平成27、28年度国家戦略特区等における自家用自動車の活用拡大に関する提案は、15提案。

このうち、観光客の利便性向上を目的とした提案は、6提案、区域会議での合意形成等に関する提案は、5提案。

番号	提案者名	提案時期	提案内容
1	兵庫県養父市	区域会議 (平成27年10月)	・実施主体の緩和(区域会議が決定した法人) ・ 運営協議会の合意免除(区域会議による対象区域等のルール整備)
2	秋田県仙北市(☆)	区域会議 (平成27年10月)	・実施主体の緩和 ・ 外国人旅行者等のニーズに柔軟に対応するための運営協議会の合意免除(区域会議による事業主体、運賃、対象区域、乗車対象者のルール整備)
3	秋田県大湯村(☆)	27秋、28春	・旅客運送事業許可の不要化(民間保有車両の活用)
4	茨城県・茨城県笠間市(☆)	27春	・旅客運送事業許可の不要化(宿泊施設等が行う宿泊者等の無償運送の場合)
5	長野県	27春	・実施主体の緩和(農事組合法人による有償運送)
6	京都府京丹後市(☆)	27秋	・実施主体の緩和(株式会社による有償運送) ・ 運営協議会の合意免除(区域会議による対象区域の認定)
7	兵庫県	27春、秋、28春	・ 運営協議会の合意免除(市町村等が行う運送の場合)
8	山口県・山口県周南市	27秋	・貨客混載(ロボットタクシーによる貨物運送)
9	香川県(☆)	27春	・実施主体の緩和(観光施設や民宿等による有償運送)
10	高知県	27春、秋	・貨客混載(中山間地域での旅客運送事業者による少量貨物運送、貨物運送事業者による有償旅客運送)
11	一般社団法人新経済連盟	27春、28春	・シェアサービスを合法的に行うための法令等の整備
12	㈱特区ビジネスコンサルティング(☆)	27秋	・タクシー空白地域における外国人や観光客相手の有償運送
13	個人	27春	・旅客運送事業許可の不要化(有償による運送の場合)
14	NPO法人伊豆未来塾イーロケーション株式会社	28春	・ 運営協議会の合意免除(運賃や対象地域等について合意を不要とする)
15	当別町	28春	・実施主体の緩和

※青字(☆印)は観光客の利便性向上を目的とした提案(6主体)、赤字は運営協議会に替えて、区域会議に合意形成を求めるもの(4主体)、茶色は運営協議会の合意形成の免除を求めるもの(1主体)

過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

(改正国家戦略特別区域法 平成28年5月27日成立、9月1日施行)

改正国家戦略特別区域法（平成28年5月27日成立、9月1日施行）

過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携（持続可能な地域公共交通網の形成、輸送の安全、旅客の利便）について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。

<現行制度との比較>

	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)
事業内容	自家用自動車による旅客運送（登録制）	同左
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客
運送主体	市町村、非営利団体	同左
安全要件	運 転 者：第二種運転免許又は大臣認定講習等 車 両：車検期間は2年（初回は3年） 運行管理：責任者の専任	同左
実施手続	地域関係者による合意 運送事業者等を含めた地域公共交通会議又は運営協議会	区域会議による迅速な決定

今後の課題

自家用有償運送に係る例えば以下の課題について、ITの活用を前提に、更なる制度改革の検討が必要。

- ・ 運行管理者一人当たりの登録台数上限（19台）。
- ・ 乗務前後の運転者への対面による点呼等。
- ・ （NPOではなく）市町村が運送主体となる場合、「運転者個人の所有する自動車」が使用不可。

2. IT関係

① 東京開業ワンストップセンター

開所 平成27年4月1日

改正国家戦略特別区域法 平成27年9月1日施行

定款認証業務開始 平成27年10月1日

② 遠隔診療

厚生労働省事務連絡発出 平成27年8月10日

③ 遠隔服薬指導

改正国家戦略特別区域法 平成28年9月1日施行

④ 遠隔教育

「『日本再興戦略』改訂2015」平成27年6月30日閣議決定

東京開業ワンストップセンター

- ・外資系企業、国内ベンチャー企業等の開業を促進するため、JETRO本部内(アーク森ビル)に開設し、国と都が共同で運営。(平成27年4月1日開設)
- ・公証人による定款認証、登記、税務、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続きを集約化。(平成27年10月1日業務開始)
- ・ブースには、各省庁及び都が相談員を派遣し、申請文書等の作成支援・受付等を行っている。

実績(平成28年9月末時点)

①利用者数

1,456名(1日平均4.0名)

②利用件数

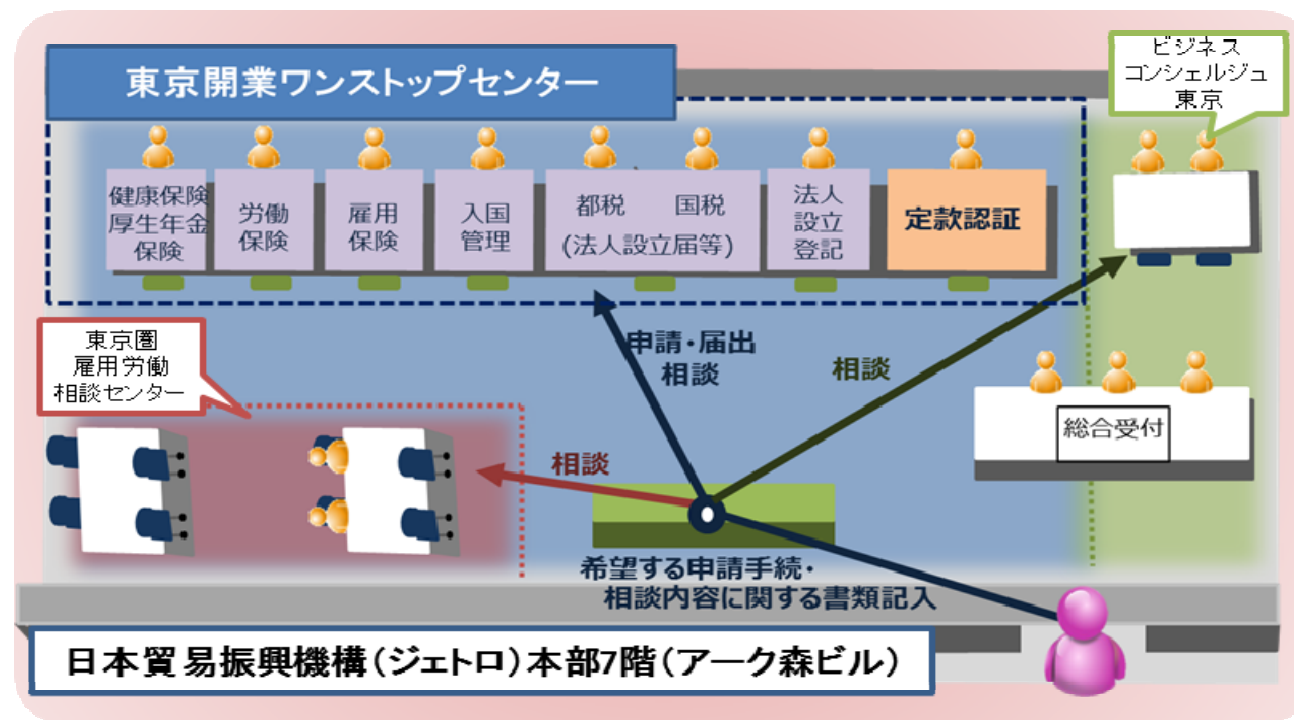
2,922件(1日平均8.0件)

(登記639件、税務551件、健康保険452件等)

③申請件数

96件

(定款42件、入国管理36件、都税16件、その他2件)



起業・開業ワンストップセンター

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

（世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備）

② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

・昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。

・また、開業に伴う外国人材の入国手続きの円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6か月以内から延長する。

・さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対するPRを強化する。



今後の課題

「申請の窓口受付（登記、国税）」、「電子申請」について、年内に可能とするよう、関係省庁等と調整中。

2 - ②. 遠隔診療

『『日本再興戦略』改訂2015』（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

② 遠隔診療の取扱いの明確化

・患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現行の通知に記載された、離島・へき地の患者や特定（9種類）の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化するため、速やかに通知を発出する。



厚生労働省事務連絡発出（平成27年8月10日）

平成9年遠隔診療通知における、直接の対面診療を行うことが困難である場合として離島・へき地の患者を挙げているがこれらは例示であること、遠隔診療の対象として挙げている特定（9種類）の診療も例示であること、直接の対面診療を行った上で遠隔診療を行わなければならないものではないこと、を明確化。



今後の課題

- 平成27年8月10日の事務連絡で遠隔診療の取り扱いを明確化したものの、遠隔診療で「初診」を行った場合、「初診料（保険対象）」の適用にならない。
- 遠隔診療で「初診」を行った場合であっても、「初診料」を適用できるケースについて、2年に1度の診療報酬の改定時期まで待たずに期中改定も含め、速やかに適用する具体的方策について検討中。

遠隔診療に係る要件の明確化

(平成27年8月10日 厚生労働省事務連絡)

具体的事業

従前は、遠隔診療に係る要件が不明確であり、遠隔診療が可能な場合は限定的と解される恐れがあった。

以下を明確化

- ①離島、へき地以外の患者
- ②下表の遠隔診療の対象、内容以外
- ③初診であっても直接の対面診療行うことが困難である場合



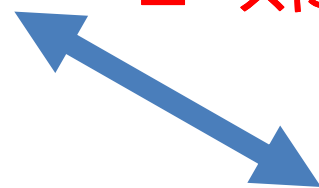
医師の判断により、遠隔診療が可能

遠隔診療通知 別表

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。



**遠隔診療
ニーズに対応**



2 - ③. 遠隔服薬指導

「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

- ・ 処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
- ・ あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。



改正特区法成立（平成28年5月27日）、施行（9月1日）

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。＜医薬品医療機器法の特例＞



今後の課題

養父市において、本改革メニューの全国初の活用を目指し、共同提案者である三井物産とともに、現在、関係する医師、薬局等との準備を進めているところ。今年度中を目途に、事業を実施する予定。

2 - ④. 遠隔教育

『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入

・過疎化・少子化の進展に伴い小規模化している学校においても、子どもたちが切磋琢磨する環境で充実した教育を受けることができるよう、IT活用により遠隔地間を結んだ合同授業等について、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証し、導入に向けた新たなルール等を速やかに構築する。

モデル事業（平成27年度～平成29年度の3カ年）

○人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

- ・学校統廃合の困難な小規模校に対して、ICTを活用して他の学校と結び、児童生徒同士の学び合い体験を通じた学習活動の充実などを図るための実証研究を実施。
- ・長野県伊那市（文部科学省「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」において平成27年度より採択）ICTを活用した個別指導及び他校の児童生徒とのICTを活用した遠隔地間の合同授業を実施。研究開始より3年計画でモデル創出。
- ・平成28年度現在は小学校4校、中学校2校が参画。1年目は準備・調査期間とし、2年目から3科目、3年目は5科目でICTを活用した合同授業を実施。
- ・平成28年度予算37百万円（平成27年度予算27百万円）

今後の課題

モデル事業の中間評価を直ちに実施した上で、必要に応じ、制度改正を速やかに検討。